

第2部 災害予防計画

第1章 災害予防計画（地震・津波編）

第2章 災害予防計画（風水害等編）

第1章 災害予防計画（地震・津波編）

第1節 災害予防計画の基本方針等

第1款 災害予防計画の基本的な考え方

地震災害に対して市民の生命・財産の安全を確保するための予防対策は、「地震・津波に強いまちづくり」、「地震・津波に強い人づくり」、「地震・津波災害応急対策活動の準備」及び「津波避難体制等の整備」の4つに区分して計画する。

1 地震・津波に強いまちづくり

建築物、土木構造物その他の都市基盤に着目し、地震・津波が発生しても被害を最小限に止め、復旧・復興しやすい構造とするための対策である。

主な着目点は以下のとおりである。

- (1) 地盤・土木施設等の対策
- (2) 都市基盤の整備
- (3) 建築物の対策
- (4) 危険物施設等の対策

2 地震・津波に強い人づくり

防災計画を実行する人に着目し、地震・津波災害への意識、知識力、行動力、組織力及び連携力を向上させ、地震・津波に対する適切な行動や組織的対応がとれるようにするための対策である。

主な着目点は以下のとおりである。

- (1) 防災訓練計画
- (2) 地震・津波知識の普及・啓発に関する計画
- (3) 自主防災組織育成計画
- (4) 消防職員等の増員
- (5) 企業防災の促進

3 地震・津波災害応急対策活動の準備

消防、避難、救助、救援等の様々な災害時の応急対策活動に着目し、必要な活動体制・環境を整備し、応急対策を迅速かつ効果的に実施するための対策である。

4 津波避難体制等の整備

津波に対する最重要課題である避難を円滑に行うための対策に特化し、都市構造、人づくり、応急対策のすべての面に着目した対策である。

主な着目点は次のとおりである。

- (1) 津波避難計画の策定・推進
- (2) 津波危険に関する啓発
- (3) 津波に対する警戒避難体制・手段の整備
- (4) 危険区域の指定等

第2款 災害予防計画の推進

1 緊急防災事業の適用（実施主体：市[総務課、消防本部]、県）

国、県等の防災事業を積極的に活用し、本市の防災対策を強力に推進する。

- (1) 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

県は、地震防災対策特別措置法により策定する地震防災緊急事業五ヵ年計画に基づいて、市内の避難施設、消防用施設及び防災拠点施設・設備等の整備を推進する。

(2) その他の法令等の適用

津波対策の推進に関する法律、津波防災地域づくりに関する法律、その他の関連法令等に基づく防災・減災事業等の実施により、地震・津波に強いまちづくりをソフト・ハードの両面から効率的、効果的に推進する。

また、市及び県は、老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理を推進する。

第2節 地震・津波に強いまちづくり

第1款 地盤・土木施設等の対策

各種の地震災害から市域を保全し、市民の生命、身体及び財産を保護するための防災施設の整備・改修等の事業については、この計画の定めるところによって実施する。

なお、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設その他の構造物・施設等の耐震設計の基本的な考え方は以下による。

- (1) 構造物・施設等の耐震設計に当たっては、供用期間中に1～2度程度発生する確率を持つ一般的な地震動と発生確率は低い直下型地震又は海溝型巨大地震に起因する更に高レベルの地震動の両方をともに考慮の対象とする。
- (2) 構造物・施設等は、一般的な地震動に際しては機能に重大な支障が生じず、かつ高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標として設計する。
- (3) 構造物・施設等のうち、一旦被災した場合に生じる機能支障が、災害応急対策活動等にとって著しい妨げとなるおそれがあるものや、広域的に経済活動等に著しい影響を及ぼすおそれがあるもの、また、多数の人々を収容する建築物等については重要度を考慮し、高レベルの地震動に際しても他の構造物・施設等に比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とする。
- (4) 耐震性の確保には、上述の個々の構造物・施設等の耐震設計のほか、代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能を確保することによる方策も含まれる。

1 地盤災害防止事業（実施主体：市[総務課、都市計画課]、県）

(1) 危険性

市内において地盤災害の危険性が指摘される地域は、与那覇周辺の低地等で液状化の危険性が高い。

また、近年の大規模地震で多発している盛土造成地等の崩落についても、市内の斜面造成地の有無及びその危険性を把握する必要がある。

(2) 対策

本市内の都市開発、市街地開発及び産業用地の整備並びにこれら地域開発に伴う液状化対策及び盛土造成地等の対策は、以下のとおりである。

ア 防災上重要な基幹施設や地域の拠点施設で液状化の予想されるところについては、所要の液状化対策を実施する。

イ 今後の産業用地等の新規開発については、地盤改良等の徹底を行う。

ウ 液状化被害の可能性がある地盤情報やそれらへの技術的対応方法について、積極的に市民や関係方面への周知・広報に努める。

エ 阪神・淡路大震災等の事例から、既存の法令に適合した構造物の液状化被害は少ないことから、法令遵守の徹底を図る。

オ 宅地耐震化推進事業により、既存造成地において地震時に滑動崩落のおそれがある場合は、造成宅地の調査、宅地の耐震化、宅地ハザードマップの作成・公表を進めるほか、宅地造成等規制法による造成宅地防災区域の指定等を推進する。

2 砂防事業（実施主体：市[総務課、道路建設課]、県、沖縄総合事務局開発建設部）

(1) 危険箇所

本市では、地すべり危険箇所は2箇所、急傾斜地崩壊危険箇所は2箇所があり、急傾斜地崩壊危険区域1箇所が指定されている。

(2) 対策

地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所では、警戒避難体制の整備やハザードマップの周知・啓発を進める。

参考資料 1-2 土砂災害危険箇所の現況

3 道路施設整備事業（実施主体：市[道路建設課]、県、沖縄総合事務局）

(1) 道路網の整備

道路は、地震災害時において人員、物資の緊急輸送その他災害応急対策上の重要な役割を発揮する。そのため、今後とも引き続き、災害に強い道路網の整備を計画的に推進する。

(2) 道路施設の整備

道路施設の耐震性の確保を基本として道路施設整備を推進し、施設の重要度に応じて既存道路施設の耐震補強を実施する。

ア 所管道路について危険箇所調査を実施し、補修等対策工事を行う。

イ 耐震点検調査に基づき、対策が必要な橋梁について、架替、補強及び落橋防止装置の整備を実施する。

(3) 緊急輸送路ネットワークの形成

道路管理者は、消防、救急・救助及び輸送活動等を迅速・円滑に実施するため、道路（緊急輸送路）幅員の拡大や改良等を推進するとともに、これらと交通、輸送及び災害対策等の拠点（ターミナル、港湾、空港、臨時ヘリポート等）へのアクセス道路を有機的に連絡させて、緊急輸送道路ネットワークを形成し、各種防災活動を円滑に実施できるようにする。

(4) 道路啓開用資機材の整備

事故車両、倒壊物及び落下物等を排除して、震災時の緊急輸送道路としての機能を早期に確保できるよう、レッカー車、クレーン車及び工作車等の道路啓開用資機材の確保の体制を整える。

(5) 応急復旧体制の確保

道路管理者は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者との協定の締結に努める。

また、障害物除去、応急復旧等を迅速に行えるよう、道路管理者が相互に連携し、あらかじめ応急復旧要領を作成し、定期的に点検する。

参考資料 1-4 県管理道路（指定区間外国道）危険区域

4 港湾・漁港整備事業（実施主体：市[港湾課、水産課]、県、沖縄総合事務局）

(1) 港湾・漁港整備事業の実施

ア 平良港は、海上交通ルートによる避難、救助及び輸送を行う上で、極めて重要な役割を果たすものである。そのため、地震、津波後に機能麻痺を生じないよう、漲水地区において、耐震強化岸壁の整備やその背後に耐震強化岸壁と一体となって機能する臨時ヘリポートや緊急物資ストックヤード等に対応した防災緑地、臨港道路の整備に努め、震災後の物資輸送拠点としての機能の確保に努める。

イ 宮古島市管理漁港については、規模や航路の状態から被災時には拠点漁港の補助的役割を担うための物資保管準拠点となり得るよう、耐震強化岸壁、緑地、背後道路等の整備に努める。

(2) 応急復旧体制の確保

港湾管理者及び漁港管理者は、関係機関と連携し、発災時の港湾・漁港機能の維持・継続のための対策を検討する。

また、港湾・漁港の危険物の除去、航路啓開、応急復旧等に必要な人員及び資機材等の確保に関する建設業者等との協定の締結等必要な対策を講じる。

5 空港施設整備事業（実施主体：市[消防本部、空港課]、県、空港管理者）

空港管理者は、地震・津波災害に際して空港施設の被害を最小限に食い止めるために、施設の耐震性及び耐浪性の確保等を推進するとともに、必要な物資、資機材、人員等の輸送拠点としての機能が早期に発揮できるよう災害予防事業を推進する。

(1) 装備・資機材等の整備

ア 化学消防車、防火水槽、化学消火薬剤等の消防設備及び資機材の整備を図る。

イ 担架、医薬品等の救急用資機材の整備を図る。

(2) 防災組織及び活動体制の整備

ア 空港関係機関で構成する自衛消防組織の強化に努める。

イ 関係機関の協力を得るため、消火救難活動に関する応援協定等を締結する。

(3) 防災組織の普及・開発

ア 航空に関する防災知識の普及を図る。

イ 消火救難活動に必要な知識、技能を習得するため、平素から被害想定に基づいた訓練を実施する。

ウ 安全運航の徹底を図るための指導を行う。

6 農地防災事業の促進（実施主体：市〔農地整備課〕、県）

地震・津波時の農地被害は、特に液状化をはじめとする地盤災害や周辺ため池等の決壊や津波の浸水等による二次災害として表面化する。これらへの対策として、地震・津波に伴う農地防災事業を計画的に推進し、地震時の被害の拡大防止に努める。

7 海岸保全施設対策（実施主体：市〔港湾課、水産課〕、県、港湾管理者）

従来の津波、台風及び高潮等を念頭にした海岸保全事業に加え、大規模な地震災害に備え、老朽海岸施設の耐震診断・老朽度点検を行い、特に重要な施設から耐震補強、老朽海岸施設の改修等を計画的に推進する。

なお、事業の実施にあたっては、自然環境の保護に十分配慮するものとする。

また、津波により海岸保全施設等が被災した場合でもその復旧を迅速に行うことができるように、あらかじめ対策をとるとともに、効果を十分発揮するよう適切に維持管理する。

参考資料 1-5 海岸保全区域一覧

8 上水道施設災害予防対策（実施主体：市〔水道総務課、工務課〕、県、企業局）

地震・津波による上水道施設の被害を軽減するとともに、被災した場合にも速やかに給水を再開できるように次の対策を行う。

(1) 水源地の津波対策ならびに施設の耐震性及び液状化対策の強化

白川田水源地は津波による被災リスクがあることから、被害対策を講ずる。

水道施設の新設、拡張及び改良等に際しては十分な耐震設計、耐震施工及び液状化対策を行うとともに、施設の維持管理に際しては適切な保守点検による耐震性の確保に努める。

また、配水系統の相互連結や緊急給水手段の確保により供給システムの強化を推進する。

(2) 広域応援体制の整備

災害時における円滑な応急給水を実施するための県企業局及び他市町村水道事業体からの市内における広域的な応援・受援を円滑かつ的確に実施できるように、「沖縄県水道災害相互応援協定」に基づく実践的な運用体制をより整備・点検する。

参考資料 6-1 九州・山口9県災害時相互応援協定等

9 下水道施設災害予防対策（実施主体：市〔下水道課〕、県）

地震・津波による下水道施設の被害を軽減するとともに、被災した場合にも速やかに排水を再開できるように次の対策を行う。

(1) 施設の耐震性、液状化対策の強化

下水道施設の施工にあたっては十分な耐震性を有するよう努めるとともに、自家発電装置の整備（停電対策）や液状化対策等の災害に強い下水道の整備を図る。

(2) 広域応援体制の整備

県は、「九州・山口ブロック下水道事業災害時支援に関するルール」に基づき、速やかな支援要請と的確な受け入れ体制等を整備する。

10 高圧ガス災害予防対策（実施主体：市、県、那覇産業保安監督事務所、（社）高圧ガス保安協会宮古支部）

地震・津波による高圧ガス災害の発生及び拡大を防止するために、国、県、市、公安委員会及び（社）沖縄県高圧ガス保安協会宮古支部等は、それぞれ連絡を密にし、高圧ガス供給及び消費施設の耐震性の強化、LPガス容器の転倒防止対策、耐震性機器の設置促進、並びに安全機器の普及等を推進する。

11 電力施設災害予防対策（実施主体：沖縄電力（株）離島カンパニー宮古支店）

(1) 電力施設災害予防対策の基本方針

災害に伴う電力施設被害の防止について恒久的設備対策計画を推進する。

また、電力施設の耐震性確保及び被害軽減のための施策を実施し、震災時の被害を最小限にとどめるよう万全の予防措置を講ずるものとする。

(2) 電力施設災害予防事業の実施

ア 防災訓練の実施

災害対策を円滑に推進するため年1回以上防災訓練を実施するとともに、国及び地方自治体が実施する防災訓練には積極的に参加する。

イ 発電設備

電気設備の耐震等の設計は、発電所設備の重要度及びその地域で予想される地震動や津波高などを勘案するほか、発電用火力設備に関する技術基準に基づいて設計を行う。

ウ 送配電設備

(ア) 架空電線路

風圧及び不平均張力による荷重に対応出来るように設計する。

(イ) 地中電線路

油槽架台の耐震設計は、建築基準法によって行う。

エ 変電設備

機器の耐震設計は、変電所設備の重要度やその地域で予想される地震動などを勘案するほか、電気設備に関する技術基準によって行う。

建物の耐震設計は、建築基準法によって行う。

オ 通信設備

屋内設置装置については、構造物の設置階を考慮した設計とする。

12 通信施設災害予防計画（実施主体：市〔総務課、情報政策課〕、県、NTT西日本沖縄支店、NTTドコモ、KDDI）

市、県、NTT西日本沖縄支店、NTTドコモ及びKDDIは、災害時の通信の確保を図るため、通信施設に次の予防措置を講ずる等万全の措置を期するものとする。

特に、通信局舎等の耐震性、停電対策、危険分散、通信経路の多ルート化、バックアップ、運用体制及び関係機関の連携等の面から検討し、大規模災害時にも重要通信を確保できるように措置する。

(1) 市及び県における予防計画

ア 災害用情報通信手段の確保

市及び県は、以下について考慮のうえ、災害用情報通信手段の確保等を行う。

(ア) 代替手段等の確保

- ・NTT西日本等が提供する災害時優先電話等の効果的活用
- ・携帯電話、業務用無線、アマチュア無線等の移動無線の災害時活用体制の確保（アマチュア無線の活用は、ボランティア性に配慮）

(イ) 冗長性の確保

- ・無線ネットワークの整備・拡充及び相互接続等によるネットワーク間の連携
- ・有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化、関連装置の二重化

(ウ) 電源の確保

- ・非常用電源設備の整備、無線設備や非常用電源設備の保守点検、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術から耐震性・耐浪性のある場所への設置等
- ・IP電話を利用する場合のネットワーク機器等の停電対策

(エ) 確実な運用への準備

- ・災害時の利用を重視した無線設備の定期的な総点検
- ・情報通信手段の管理及び運用体制の点検
- ・災害用の無線電話等の機器の運用方法等の習熟
- ・非常通信の取扱い及び機器の操作の習熟等、他の防災関係機関等と連携した通信訓練
- ・通信の輻輳、途絶等を想定した訓練（通信統制、重要通信の確保、非常通信の活用等）
- ・移動無線等の輻輳時の混信等の対策（非常時運用要領の策定および関係機関間の調整等、周波数割当等が必要な時は総務省と事前調整）

イ 情報通信機器等の充実

災害情報を迅速に収集・伝達するためには、通信施設及び設備等の整備を一層進めていくことが必要であり、市は、市防災情報システム追加拡充及び最新設備への更新等を推進するものとする。

ウ 通信設備等の不足時の備え

市は、災害発生時において通信設備等の不足が生ずる場合に備え、NTT西日本沖縄支店及び移動通信事業者との間で災害時の協力に関する協定等の締結を図る。

エ 停電時の備え及び平常時の備え

市は、災害時における通信確保の重要性に鑑み、長時間の停電に備え自家発電設備を整備するとともに、無線設備や自家発電設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所及び浸水被害を受けない場所への設置等を図ることについて十分考慮するものとする。

(2) NTT西日本沖縄支店及びNTTドコモにおける予防計画

ア 電気通信設備等の予防計画

災害による故障発生を未然に防止するため、次の防災計画を推進するものとする。

- (ア) 主要な電気通信設備が設置されている建物については、耐震、耐浪及び耐火対策を行う。
- (イ) 主要な電気通信設備については、予備電源設備を設置又は予備電源車を確保する。

イ 伝送路の整備計画

局地的被害による回線の被害を分散するため、次の整備を図るものとする。

- (ア) 主要な伝送路を多ルート構成又はループ構成とする。

ウ 回線の非常措置計画

災害が発生した場合における通信確保のための非常措置として、あらかじめ次の対策を講じるものとする。

- (ア) 回線の設置切替方法
 - (イ) 可搬無線機、工事用車両無線機等による非常用回線の確保
 - (イ) 離島等への孤立化防止用無線電話機による災害緊急通信の確保
- (エ) 災害救助法適用時の避難場所、現地対策本部機関等への貸出携帯電話の確保
- (オ) 可搬型基地局装置による通話回線の確保

(3) KDDIにおける予防計画

ア 通信設備等に対する防災計画

災害の発生を未然に防止するため、次のような防災計画を推進するものとする。

- (ア) 予想される災害の種類、規模等について十分調査し、これに対する耐災害性を考慮して通信設備等の防災設計を行うものとする。

- (イ) 通信に係る局舎及び通信設備等の耐災害性を強める。
- (ウ) 主要な通信設備等については、予備電源を設置する。
- (エ) 通信設備等に係る記録、プログラムファイル等のうち、特に必要と認められるものについては、その保管場所の分散、耐火構造容器等への保管等の措置を講ずるものとする。

イ 通信網等の整備計画

災害時においても通信の不通又は極端な疎通低下を防止するため、次により通信網の整備を行うものとする。

- (ア) 中央局設備及びその付帯設備を分散設置する。
- (イ) 伝送路については、所要の信頼性を維持するため海底ケーブル、通信衛星等により可能な限り多ルート化を図る。

ウ 災害対策用機器等の配備計画

災害発生時において通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するため、必要とする事業所に以下のような災害対策機器等を配備するものとする。

- (ア) 離島等の孤立防止策として緊急連絡用設備を配備する。
- (イ) 非常用回線としての代替回線又は臨時回線の設定に必要な通信機器、防災用機器を配備するものとする。

13 通信・放送設備の優先利用等の事前措置（実施主体：市[情報政策課]、県、関係機関）

(1) 優先利用の手続き

市、県及び関係機関は、通信設備の優先利用（基本法第57条）及び優先使用（同法第79条）について、最寄りのNTT西日本沖縄支店、NTTドコモ及び放送局とあらかじめ協議を行い、使用手続きを定めておくものとする。

(2) 放送施設の利用

市長及び知事は、防災上緊急かつ特別の必要があるときに、災害に関する通知、要請、伝達及び警告等の放送を速やかに行えるように、手続きの円滑化等についてあらかじめ協議して定めておくものとする。

第2款 都市基盤の整備

土地利用や基盤施設の整備を、災害の拡大を防ぎ、被害の軽減を目指す防災まちづくりの面から推進するため、各地域の防災環境を整備するための事業を総合調整して実施する。

1 防災対策に係る土地利用の推進（実施主体：市[都市計画課]、県）

(1) 防災対策に係る土地利用に関する事業の基本方針

地震災害に備えた適正な土地利用の推進により、安全な都市環境の整備を促進するための基本方針は、以下のとおりである。

ア 防災上危険な市街地の解消

土地区画整理事業や市街地再開発事業等を推進し、防災上危険な密集市街地の解消を図るほか、避難等の機能を有する道路や公園等の都市基盤施設を整備する。

イ 新規開発に伴う指導・誘導

新規開発等には、防災の観点から調整・指導を行い、安全性の高い市街地の形成を図る。

また、土地区画整理事業等による防災上重要な都市基盤施設の先行整備等を行う。

(2) 防災対策に係る土地利用に関する事業の実施

ア 土地区画整理事業

事業実施中の地区は、防災上必要な都市基盤施設の整備を急ぐとともに、市は、新規に事業を予定している場合、防災上の観点から県の指導を受けて適切に実施していく。

イ 市街地再開発事業等

市は、市街地の防災性を考慮し総合的な都市再開発に取り組み、建築物の耐震化及び不燃化を促進する。また、避難路や広場等を整備することにより、都市防災の機能確保を図る。

ウ 新規開発に伴う指導

低地部の軟弱地盤地域での大規模宅地造成や危険斜面の周辺等での開発行為に際しては、液状化や斜面災害を防止するとともに、防災に配慮した土地利用となるよう規制・誘導策の導入を計画的に行う。

2 都市基盤施設の防災対策に係る整備（実施主体：市[総務課、都市計画課]、県、各ライフライン事業者）

(1) 都市基盤施設の防災対策に関する基本方針

都市の防災構造上重要な都市基盤施設の整備を推進する。また、地震・津波による甚大な被害が予測され、都市防災構造化対策を緊急かつ総合的に実施すべき都市部の地域については、道路・公園、砂防、港湾・漁港等の都市基盤施設や防災拠点、避難地、避難路、避難誘導標識等の整備に係る事業計画を策定し、都市部の地域における防災対策を推進する。なお、都市部以外の地域については、必要に応じて事業計画を定めるものとする。

(2) 防災対策に係る都市基盤施設の整備に関する事業の実施

地震に強い都市構造の形成を図るための具体的な事業の内容は、以下のとおりである。

ア 防災上重要な道路の整備

避難路、緊急輸送道路及び消防活動困難区域の解消に資する道路整備を推進するほか、都市部の地域の道路については多重性・代替性の確保が可能となるよう体系的に整備する。

イ 緑地の整備・保全

土砂災害の危険性が高い斜面地等については、砂防事業、地すべり対策事業及び急傾斜地崩壊対策事業等との連携や、緑地協定等による市街地における緑地の確保を図り、土砂災害防止や延焼遮断等の機能を有する緑地の体系的な整備・保全を推進する。

ウ 避難地・避難路の確保及び誘導標識等の設置

避難場所となる都市基幹公園、住区基幹公園等を計画的に配置・整備し、必要に応じて下水処理場等のオープンスペースを利用した避難地及び避難路を確保するとともに、誘導標識等の設置を推進し、消防・避難活動等の対策を強化する。

エ ライフライン等の共同溝等の整備等

ライフライン施設の地震による被害を最小限に止めるため、電線等の公益物件を収容するための共同溝等の整備を推進する。

また、市、県及び各ライフライン事業者は、電気、電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設の耐震性、耐浪性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散及び代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

さらに、大規模な地震・津波が発生した場合の被害想定結果に基づいて主要設備の耐震化、耐浪化、液状化対策、地震後の復旧体制の整備及び資機材の備蓄等を行う。

特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化や津波への安全性確保を進める。

オ 防災拠点機能の確保

避難場所となる都市公園等は、災害応急対策活動の場として防災機能をより一層効果的に発揮させるため、備蓄倉庫、耐震性貯水槽、災害用トイレ及び臨時ヘリポート等の整備を推進する。

3 地震火災の予防（実施主体：市[消防本部、都市計画課]、県）

(1) 地震火災予防の基本方針

今後予想される大規模地震による延焼火災の防止を図るための基本方針は、以下のとおりである。

ア 不燃化の推進

地震被害想定等により、地震火災の危険度が高い地区について、建築物の不燃化を推進する。

イ 消火活動困難区域の解消

1、2に記した事業のほか、都市防災構造総合推進事業や街路整備事業等により消火活動の困難な区域を解消する。

ウ 延焼遮断帯等の形成

広幅員の道路、公園、空地等を確保することにより延焼遮断帯を形成する。

エ 地震に強い消防水利の確保

消火栓の被害を想定した地震に強い消防水利・耐震性貯水槽等を計画的に整備する。

(2) 地震火災予防事業の実施

地震火災の防止を図るための具体的な事業の内容は、以下のとおりである。

ア 防火・準防火地域の指定

商業地域及び近隣商業地域については、防火地域又は準防火地域の指定を地震火災の危険度が高い地区を重点に積極的に実施し、不燃化を促進する。

イ 公営住宅の不燃化推進

市営住宅、その他公営住宅についても、市街地特性等を考慮して建替えによる住宅不燃化の推進を図る。

ウ 耐震性貯水槽等・消防水利の整備

地域における消防力や消防水利の充足状況を勘案し、耐震性貯水槽や自然水利・プール等の活用体制の整備を推進する。

4 津波に強いまちの形成（実施主体：市[都市計画課、港湾課、水産課]、県）

津波に強い都市構造化を図るため、以下の点を踏まえ、沿岸部の土地利用、建築物や土木構造物等の設計及び都市計画等を実施する。

(1) 最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進める。

このため、臨海部に集積する港湾、工場、物流拠点、臨海工業地帯、漁港等の施設に対する被害を軽減するとともに、そこに従事する者等の安全を確保する観点から、関係機関との連携のもと、海岸保全施設等の整合的な整備、諸機能の維持・継続、堤外地も含めた避難施設の整備その他避難対策の強化などの総合的な取組みを進める。

(2) 津波による浸水実績及び津波浸水想定を公表し、安全な土地利用、津波発生時の警戒避難体制の向上を促進する。

(3) 徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。

特に、津波到達時間が短い地域では、おおむね5分程度の避難を可能とする。

ただし、地形や土地利用状況等から困難な地域では、津波到達時間などを考慮する。

(4) 地域防災計画と都市計画等の有機的な連携を図るため、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努める。

また、都市計画等を担当する職員に対してハザードマップ等を用いた防災教育の充実を図り、日頃から都市計画行政の中に防災の観点を取り入れる。

(5) 津波浸水想定区域等の津波の危険区域について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性、施設整備、警戒避難体制及び土地利用等有機的に連携した津波防災対策を推進する。

なお、海岸保全施設の海側の津波想定結果も考慮して、港湾・漁港の後背地を防護するための一連の堤防・胸壁等を計画する等、一体的な施設整備を図る。

(6) 内陸への津波遡上、浸水を防止するため、必要に応じて道路等の盛土について検討する。

(7) 浸水の危険性の低い地域を居住地域とする土地利用計画の策定、できるだけ短時間で避難が可能となるような都市計画と連携した避難施設の計画的整備、民間施設の活用による確保及び建築物や公共施設の耐浪化など、津波に強いまちの形成を図る。

なお、事業の実施に当たっては、効率的・効果的に行われるよう配慮する。

- (8) 公共施設や災害時要援護者に関する施設等についてはできるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備し、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には建築物の耐浪化や、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など、施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図る。

また、庁舎、消防署、警察署など災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、特に万全を期する。

- (9) 緊急輸送ルートを早期に確実に確保するため、緊急輸送道路や輸送拠点（空港、港湾、漁港、臨時ヘリポート、ターミナル等）について、地震・津波に対する安全性及び信頼性の高い施設整備に努める。
- (10) 災害により本市が被災した場合、平良港漲水地区耐震強化岸壁と一体となって機能する背後緑地に臨時ヘリポートを設置し、海上輸送と連携した空からの緊急物資輸送ラインを確保することで被災時の緊急事態に対応する。

第3款 建築物の対策

既存建築物の耐震性の向上を図るため、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）」に基づく「沖縄県耐震改修促進計画」により耐震診断・耐震改修を推進するほか、津波への安全性確保の促進に努める。

1 建築物の耐震化の促進（実施主体：市[都市計画課、建築課、教育総務課]、県、沖縄総合事務局、教育委員会、）

市は、「沖縄県耐震改修促進計画」に準じて、地域内の住宅、特定建築物の耐震化目標の達成に向け、市有施設等の耐震化の現況を把握し、県と連携して、計画的な耐震化を図る。

また、建築物における天井の脱落防止等の落下物対策、エレベーターにおける閉じ込め防止対策等を促進する。

2 ブロック塀対策（実施主体：市[都市計画課]、県）

宮城県沖地震では、ブロック塀や石垣の倒壊によって多くの死傷者を出し、自動販売機を含む屋外重量転倒危険物の危険性が改めて示された。

本市の場合、台風による強風対策として、ブロック塀や石垣が多数設置されており、これらの倒壊による被害を防止するため、以下の対策を実施検討する。

(1) 調査及び改修指導

市は、ブロック塀等の地震による倒壊危険箇所の調査を行い、危険なブロック塀の造り替えや、生け垣の構築を奨励する。

特に地震・津波発生時の避難、消防活動及び緊急輸送を確保するため、避難路や緊急輸送道路の沿道、消防活動困難区域及び津波浸水想定区域の周辺等を重点に、ブロック塀等の倒壊による道路閉塞を防止する。

(2) 指導及び普及啓発

市は、建築物の防災週間等を通して、建築基準法の遵守について指導するとともに、ブロック塀等の点検方法及び補強方法の普及啓発を行う。

第4款 危険物施設等の対策

危険物等による災害の発生及び拡大を防止するため、事業所における地震・津波を想定した保安体制の強化を講ずるとともに、防災教育及び訓練の徹底並びに防災思想の普及徹底を図るものとする。

1 危険物災害予防計画（実施主体：市[消防本部]、県、宮古島警察署、那覇産業保安監督事務所、第十一管区海上保安本部・宮古島海上保安署、等）

(1) 危険物製造所等に対する指導

消防機関は、消防法に規定する危険物製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「危険物製造所等」という。）に対し、立入検査や保安検査等を実施し、法令基準の維持適合についてその確認を行うとともに、適宜、地震・津波災害予防上必要な指導を行う。

(2) 防災保安教育の実施

危険物製造所等の管理者及び監督者は、取扱い者に対し、地震・津波を想定した保安教育を実施するとともに、消防機関は管理者が行う保安教育訓練について、必要な助言指導を行う。

(3) 危険物製造所等の予防対策

危険物製造所等の管理者は、防災体制の整備確立及び危険物施設の管理、点検等について、以下の対策を講じ地震・津波災害の予防に万全を期する。

ア 火災・爆発等の防止対策

取り扱う危険物の性状や数量等を十分把握し、地震・津波による火災爆発防止のための必要な措置を講ずる。

イ 危険物施設の管理・点検

危険物製造所等の危険物施設の維持管理が適正にできるよう、地震・津波を想定した管理・点検・巡視基準を定め、必要に応じ修正を行う等危険物施設の維持管理の徹底を図る。

ウ 保安設備の維持

危険物の火災、爆発、流出等に係る保安又は防災の設備について、定期的に点検確認を行うなど、地震・津波の際にもその機能が維持されるよう必要な指導を講ずる。

エ 保安体制の整備・確立

危険物製造所等の管理者は、緊急時における保安体制の整備と市及び消防機関等に対する通報体制を確立する。

オ 従事者に対する教育訓練

危険物製造所等の管理者又は監督者は、定期的あるいは必要に応じて地震・津波に対する教育訓練を実施し、従事者に対する保安意識の高揚を図る。

2 毒物劇物災害予防計画（実施主体：市[消防本部]、県、宮古島警察署、第十一管区海上保安本部・宮古島海上保安署等）

(1) 方針

地震・津波災害時に毒物劇物が流出又は散逸する等の不測の事態に備えて、以下について徹底を図る。

ア 毒物及び劇物の取扱状況等の把握

イ 毒物及び劇物の地震津波発生時の危害防止規定の策定

ウ 耐震等の定期点検及び補修の実施

エ 防災教育及び訓練の実施

オ 災害対策組織の確立

(2) 対策

県は、地震・津波災害時における毒物劇物による危害を防止するため、毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び業務上取扱（以下「毒物劇物営業者等」という。）に対し以下の指導を行い、万全を期するものとするが、市はこれに協力するものとする。

ア 毒物劇物営業者等に対し、常に登録基準に適合する施設を維持させる。

イ 地震・津波発生時の危害防止のための応急措置規程等を策定するよう指導する。

ウ 毒物劇物を大量に使用する事態の現況把握に努め、これらに対する地震防災上の指導体制の確立を図る。

エ 毒物劇物営業者等に対し、必要に応じて立入検査を実施し、毒物劇物の貯蔵量に対応

する耐震設備の指導を実施する。

オ 毒物劇物を業務上使用する者のうち、シアン化合物又は酸素類を大量に使用する業者及び有機燐剤類の特定毒物営業者等に対し、特に重点的に指導を実施する。

- 3 火薬類災害予防計画（実施主体：市[消防本部]、県、宮古島警察署、那覇産業保安監督事務所、第十一管区海上保安本部・宮古島海上保安署、(社)沖縄県火薬類保安協会等）**
地震・津波時の火薬類による災害の発生を防止するため、国、県、市、県警察本部、第十一管区海上保安本部及び(社)沖縄県火薬類保安協会等は相互に連携し、保安体制の強化や火薬類取締法に規定する基準の適正維持を講ずるとともに、保安教育の徹底を図るものとする。

- (1) 火薬類製造所、貯蔵所及び消費場所等の保安対策

ア 火薬類製造所、貯蔵所の所有者、管理者及び占有者に対し、法令の規定する基準に適合するよう当該施設を維持させ、地震・津波への保安の監督指導を行わせる。

イ 火薬類製造所、貯蔵所及び消費場所には、必要に応じ立入検査を実施し、地震・津波への保安体制の強化を図る。

- (2) 火薬類消費者の保安啓発

ア 火薬類消費者への地震・津波の保安講習会等を開催することにより保安啓発を図る。

イ 火薬類消費者の保安指導を実施し、地震・津波への自主保安体制の強化を図る。

- 4 有害化学物質等漏出災害予防計画（実施主体：市[環境衛生課]、県）**

事業場においては、多種多様の有害化学物質等が使用・製造・保管されている。地震・津波の発生に伴うこれらの有害化学物質等の飛散・流出を防止し、市民の健康や生活環境を保全するため、以下の有害化学物質等漏出災害予防対策を進める。

- (1) 有害化学物質等取扱事業場における状況把握及び情報提供体制の整備

市内事業場で使用されている有害化学物質等の種類、量、排気、排水等の処理状況などを定期的に調査し、取扱状況を的確に把握するとともに、その情報をデータベース化し、防災関係機関等からの問い合わせに対応ができる体制を整備する。

- (2) 「大気汚染防止法」、「水質汚濁防止法」に基づく事業者指導

「大気汚染防止法」、「水質汚濁防止法」の対象施設の設置者に対して、立入調査等により次の内容等について指導を進める。

ア 対象施設、処理施設等の適正な管理及び有害化学物質等の適正な管理

イ 地震・津波発生に伴う有害化学物質飛散流出時の体制の整備

第3節 地震・津波に強い人づくり

第1款 防災訓練計画

地震・津波災害への避難体制を確立し、防災思想の普及を図るため、県、市、防災関係機関及び市民が一体となって、計画的に防災訓練を実施する。

1 防災訓練の実施に係る基本方針

本市の地震・津波防災訓練の基本方針は、以下のとおりとする。

(1) 実戦的な活動ノウハウの獲得を重視した防災訓練

訓練の目標や成果の総括を重視し、参加者がより実戦的な防災活動のノウハウや防災資機材の操作方法等を獲得することを第一とする。

(2) 地域防災計画等の検証

市の地域防災計画等の問題点や課題を明確化し、今後の見直しのあり方等を把握することを目指し、様々な条件や状況を取り入れたシナリオに基づく地震・津波防災訓練を実施する。

(3) 訓練内容の具体化

訓練の種別ごとに想定される災害状況等を踏まえて、目的、内容、訓練方法（時期、場所、要領等）及び検証方法（訓練の効果、課題分析等）等を具体化した訓練とする。

(4) 多様な主体の参加

市民等の防災意識を広く啓発するため、大規模な地震・津波を想定した訓練においては、市、県及び防災関係機関が連携して、多数の市民や事業所等が参加するように努める。

また、男女のニーズの配慮、災害時要援護者、観光客及び外国人への支援等、災害時の活用に必要な多様な視点を普及するため、婦人団体、教育機関、自主防災組織、観光協会、福祉関係団体、ボランティア団体、民間企業等と連携する。

2 各防災訓練の実施に係る事項（実施主体：市[総務課、消防本部、福祉部、市民生活課、観光課、教育総務課]、関係部局、防災関係機関）

防災訓練の実施に際しては、総合防災訓練のみならず、以下のような個別の目標を設けた訓練を実施する。

(1) 地震・津波の発生時刻や規模について様々な条件設定を行い、初動体制の確立、通信連絡体制の確保、組織間の連携確保、被災現場の派遣等について行うテーマ別訓練

(2) 広域応援に際しての受け入れ・応援派遣等の訓練

(3) 傷病者等を念頭にいた救出・医療訓練

(4) 避難所における災害時要援護者や女性のニーズに配慮した生活支援訓練

(5) 物資集配拠点における集配訓練

(6) 民間企業・ボランティア等との連携訓練

(7) 災害時要援護者等の避難支援、観光客・外国人等の避難誘導訓練

(8) 学校施設等における通信連絡体制の確保と避難誘導訓練

3 総合防災訓練（実施主体：市[総務課]、県、防災関係機関）

(1) 総合防災訓練

市は県との連携の下、広域的な被害を想定した総合訓練を実施し、当該訓練の実施に際しては、訓練のテーマ、対象者、実施内容、及び具体的目標等を工夫し、市全体の防災意識や連携体制を向上させる効果的な訓練を実施する。

市や防災関係機関は、地域特性や被害想定等を踏まえ、多くの地域住民や関係団体等が参加する実践的な地震防災訓練を実施する。特に離島である本市及び橋梁の決壊等により孤立するおそれのある伊良部島等においては、孤立化を想定した自活体制の確保や、応援

の要請・受入等をテーマとした訓練を実施する。

ア 実施時期

毎年1回以上適当な時期（水防月間、土砂災害防止月間等）に行うものとする。

イ 実施場所

毎年過去の災害の状況等を考慮のうえ、関係機関と協議のうえ決定する。

ウ 参加機関

県、市及び防災関係機関

エ 訓練の種目

訓練の種目はおおむね次のとおりとする。

(ア) 避難訓練及び災害時要援護者避難支援訓練

(イ) 水防訓練

(ウ) 救出及び救護訓練

(エ) 炊き出し訓練

(オ) 感染症対策訓練

(カ) 輸送訓練

(キ) 通信訓練

(ク) 流出油等防除訓練

(ケ) 広域応援要請訓練（情報伝達訓練）

(コ) その他

(2) 訓練実施後の評価

訓練実施後に評価を行い、応急対策上の問題点や改善点など、今後の課題を整理し、必要に応じて改善を行うものとする。

(3) 広域津波避難訓練

市は、市民の津波避難行動に特化した市内全域を対象とする広域的な実践訓練を津波防災の日（11月5日）などに実施する。これにより、市民等の津波防災意識の啓発、津波避難計画の検証等を行う。

なお、主な検証のポイントは以下のとおりとする。

ア 津波情報の伝達方法、津波避難場所、避難経路等の課題

イ 津波避難困難区域の把握

ウ 災害時要援護者の避難支援、福祉避難所及び災害拠点病院等への移送等の円滑性

(4) 災害対策本部運営訓練

市は、災害対策本部員及び各部の初動対応力を向上させるため、大規模な地震・津波等を想定した災害対策本部の初動について実践的な訓練を実施する。

なお、訓練のねらいは以下のとおりとする。

ア 災害想定、各部の所掌事務、リソースの理解促進

イ 本部会議及び各部の実践力の向上

ウ 防災計画・マニュアルの検証

(5) 複合災害訓練

市は、県及び防災関係機関等と連携して、本市の地域特性を踏まえて、様々な複合災害が発生する可能性や発生した場合の状況等についての机上訓練を行い、複合災害ごとの対応計画の策定や見直しを検討する。

また、発生の可能性が高い複合災害については、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実働訓練に努める。

4 防災訓練の成果の点検（実施主体：市〔総務課〕、県、防災関係機関）

防災訓練の実施後は、その成果を点検・評価し、次回以降の防災訓練はもとより、地域防災計画等の修正や防災対策の充実強化に反映する。

特に、訓練実施時の社会的要請等に合わせ訓練の対象、規模、内容及びシナリオ等を設定し、その成果を点検・評価し、防災計画・施策に反映する仕組みを確立する。

5 地域防災訓練等の促進（実施主体：市〔総務課〕、県）

地域において、学校や職場等での実践的な防災訓練が行われるように、事業者、自治会・自主防災組織及び学校関係者等に対する教育や支援を実施し、当該訓練の実施を踏まえた地震津波防災マニュアルの策定等を促進する。

第2款 地震・津波知識の普及・啓発に関する計画

地震・津波災害を念頭においた市、県及び関係機関の職員並びに地域住民に対する防災知識の普及・啓発は、以下のとおり実施するものとする。

1 防災知識の普及・啓発（実施主体：市〔総務課〕、県、防災関係機関）

市は、地域の防災的見地から防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地区別防災カルテ、地震時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等に配布するとともに、研修を実施するよう努める。

(1) 普及・啓発の時期や内容等

市、県及びその他防災機関は、「防災週間」、「防災とボランティア週間」等の防災に関する各週間に合わせて、県の地震・津波被害想定調査結果等を示しながら、その地域の危険性や次の対策を市民等に周知するなど、重点的な防災思想の普及宣伝に努める。

ア 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ等の非常持出品の準備、家具・ブロック塀等の転倒防止対策、消火器の配備等、家庭での予防・安全対策

イ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で地震・津波発生時にとるべき行動、避難場所での行動

ウ 災害時の家族内の連絡体制の確保

エ 緊急地震速報受信時の対応行動

(2) 効果的な普及・啓発方法

防災知識の普及・啓発に当たっては、報道機関等の協力を得るほか、ビデオ、疑似体験装置等の訴求効果の高いものを活用する。

また、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成を促進するため、防災に関する様々な動向や各種データをわかりやすく提供するように努める。

(3) 気象台の役割

気象台は、県や市、その他防災関係機関と連携し、緊急地震速報の特性（地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報であること。震源付近では強い揺れの到達に間に合わないこと。）や、住民や施設管理者等が緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動など、緊急地震速報についての普及・啓発に努める。

また、地震及び津波に関する情報を住民が容易に理解できるよう、県や市、その他防災関係機関と連携し、地震情報、津波警報等の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て、市民に迅速かつ正確な情報を伝達する。

さらに、津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、県や市、その他防災関係機関と連携し、津波防災について普及・啓発を図る。

2 各種防災教育の実施（実施主体：市〔総務課、消防本部、学校教育課〕、県、教育委員会、防災関係機関）

防災関係機関は、地域住民や関係職員の災害発生時における適正な判断力の養成と防災体制の構築を目的とし、以下における防災教育の徹底を図る。

市は、県、教育機関、民間団体等と密接に連携し、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を推進する。

また、防災教育を実施する際は、必要に応じて教育機関の協力を得るものとする。

(1) 防災研修会・防災講習会

災害対策関係法令等の説明・実習等を行い、関係法令や地域防災計画等に基づき、円滑な災害対策が実施できるよう、災害時の防災活動要領等の習得を図るための研修会を行う。

また、受講者の属性（職種・年齢層等）を考慮した防災講習会を実施し、災害発生の原因や対策等に係る科学的・専門的知識の習得を図る。

(2) 防火管理者教育

消防法第8条に定める学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店その他多数のものが出入り、勤務又は居住する防火対象物の防火管理者に対して、消防計画を策定し、その計画に基づく初期消火及び通報避難訓練の実施、消防設備、その他消防活動に必要な施設の点検・整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、その他防火管理上必要な業務を行うための教育を実施し、地震火災予防対策の強化を図る。

(3) 学校教育・社会教育

幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校における学校教育は、児童・生徒の発達段階に合わせ、また、青年会、女性団体、子ども会、PTA、老人クラブなどの社会教育団体の属性等を考慮して、それぞれ実施することとし、防災に関する基礎的知識、災害の発生の原因及び避難方法や救助方法等をその内容に組み入れ、防災教育の徹底を図る。

市は、学校における防災教育の指導内容を体系的に整理して防災教育の指導時間を確保するほか、教育関係者と連携して、学校教育をはじめ様々な場面で活用できる地震・津波防災教育プログラムや危機意識を共有できるリスクコミュニケーション手法を整備し、市民の地震・津波防災への理解向上に努める。

また、外部の専門家や保護者等の協力の下、学校における防災計画やマニュアルの策定を促進するほか、公民館等の社会教育施設等を活用した地域コミュニティにおける多様な主体が参加する防災教育の普及を推進する。

(4) その他

消防団、幼少年消防クラブ、女性防火クラブ、自主防災組織及び事業所の自主的な防災組織である自衛消防組織等の組織を通じて、地震活動及び地震発生原因についての知識の普及・啓発を図る。

また、防災知識の普及・啓発や、各種訓練を実施の際は、高齢者、障害者、外国人、乳幼児及び妊産婦などの災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。

3 災害教訓の伝承（実施主体：市〔総務課、生涯学習振興課〕、県）

過去に発生した大災害の教訓等を確実に後世に伝えていくため、災害教訓等の伝承の重要性を啓発するとともに、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含む各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に公開するよう努める。

また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくほか、市民等が災害の教訓を伝承する取組を支援するよう努める。

第3款 自主防災組織育成計画（実施主体：市〔総務課〕、県）

地震・津波への対応力を強化するためには、自分達の地域は自分達で守ろうという隣保協同の精神に基づき、地域住民が自主的に防災活動を行う体制を確立することが重要となる。

自主防災活動をより効果的に行うためには、地域ごとに住民が連帯して自主防災組織を結成し、日頃から訓練を積み重ねておく必要がある。このため、市は地域住民などによる自主防災組織の設置を積極的に推進し、その育成強化を図るものとする。

1 自主防災組織整備計画の策定

地域防災計画に自主防災組織の整備計画を定め、その役割及び活動、市の行う指導、支

援方針等を具体的に明らかにするものとする。

2 住民の防災意識の向上

住民に対する防災意識の向上や、地域における自主防災組織の結成や住民参加の推進等を図るため、パンフレット等資料の作成や周知と、講演会等の開催について積極的に取り組むものとする。

3 組織の編成単位

住民の防災対策の推進における最も適正な規模としては、基本的に以下の地域を単位とし、市と協議のうえ、自主防災組織を設置するものとする。

- (1) 住民が真に連帯感に基づいて、防災活動を行うことが期待できる規模であること。
- (2) 住民の基礎的な日常生活圏域としての一体性をもっている地域であること。

4 組織づくり

既存の自治会等の自主組織を自主防災組織へ育成することを基本に、次のような方法により組織づくりを推進するものとする。

- (1) 自治会等の自治組織に活動の一環として防災活動を組み入れ、自主防災組織として育成する。
- (2) 何らかの防災活動を行っている組織の活動の充実強化を図り、自主防災組織として育成する。
- (3) 女性団体、青年団体、PTA等その地域で活動している組織を活用して、自主防災組織として育成する。

5 活動計画の策定

組織の効率的な活動を推進するため、市は自主防災組織による地域の規模及び態様を十分生かした具体的な活動計画の策定を推進、支援するものとする。

6 活 動

(1) 平常時の活動

- ア 防災に関する知識の普及
- イ 防災訓練の実施
- ウ 防災資機材の備蓄
- エ 防災リーダーの育成

(2) 地震時の活動

- ア 災害情報の収集・伝達
- イ 責任者等による避難誘導
- ウ 出火防止
- エ 救出救護
- オ 給食給水

7 資機材の整備

市は、消火、救助及び救護に必要な防災資機材等の整備を促進するため、自治会等各集落などで結成される自主組織に必要な援助を行うものとする。

8 活動拠点整備等

市は、平常時は自主防災組織の研修・訓練の場となり、地震・津波時には、避難、備蓄の機能を有する活動拠点施設の整備を図るものとする。

9 組織の結成の促進と育成

(1) 自主防災組織の結成促進と育成

市は、県が実施する自主防災リーダー養成研修や自主防災資機材の整備等の支援を受けて、自主防災組織の結成を促進し、育成する。

(2) 消防団との連携

市は、自主防災組織と消防団との連携等を通じて、地域の防災コミュニティの充実を図るとともに、住民の自主防災組織や消防団への参加や、日常的な訓練の実施を促進する。

ア 防災研修への参加等による防災リーダーの育成

イ 多様な世代や女性が参加しやすい環境整備

第4款 消防職・団員の充実（実施主体：市[消防総務課]）

1 消防職員の充実

消防職員は消防活動の中核を担っているため、以下について充実強化を図る。

ア 消防職員の適性数の確保

イ 消防職員の資質の向上を図るため、通常の研修や大規模災害等を想定した、緊急消防援助隊による九州ブロック訓練等派遣を含めた、消防防災体制の強化を図る。

2 消防団員の充実

消防団は、地域の消防防災のリーダーとして、平常時・災害時を問わず地域に密着して住民の安心と安全を守る重要な役割を担っている。特に、大規模災害時には、消防署や自主防災組織と連携して住民の避難支援等を行うことが期待されている。

一方、市内の消防団員数の人口比率は、県内他市町村と同様に全国平均と比較すると低水準であるため、市は、以下の対策を実施し、消防団員の充実強化を図る。

ア 地域に必要な消防団員数の確保

イ 市民への消防団活動の広報

ウ 消防団の訓練、資機材の充実のための支援策の推進

エ 青年層、女性層及び被雇用者等の消防団員への参加促進等

第5款 企業防災の促進（実施主体：市[総務課]、県、事業者）

1 事業者における防災対策の強化

各事業者は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、災害時においても重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化の推進、予想される被害からの復旧計画の策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応計画の策定及び取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど防災活動の推進に努める。

2 県・市の支援

市及び県は、こうした事業所等の取組に資する情報提供等を進めるとともに、企業防災の推進に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられるよう、条件整備に取り組むものとする。

さらに、企業のトップから一般職員までの各階層の職員の防災意識の向上を図るとともに、優良企業表彰や企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図るものとする。

また、市は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけや防災対策に係る各種支援を実施する。

第4節 地震・津波災害応急対策活動の準備

市、県及び防災関係機関は、「第3部 災害応急対策計画」に記載する対策を、災害発生時に迅速かつ円滑に遂行できるよう、以下に示す事前の措置を適宜推進していく。

なお、避難場所、避難施設、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たって、市及び県は公共用地・国有財産の有効活用を図るものとする。

第1款 初動体制の強化（実施主体：市[総務課、教育総務課]、県、防災関係機関）

突然発生する災害に、市、県及び防災関係機関が迅速かつ円滑に対処するためには、必要とされる災害に関する情報（被害情報や応急対策活動の実施状況等）を災害発生後素早く把握し、防災関係機関として所要の体制をできるだけ早く確立する必要がある。

そこで、以下の3つの点を重点に初動体制の強化を図る。

(1) 市職員の動員配備対策の充実

市職員（要員）を迅速かつ的確に確保することは、初動期の活動のための絶対条件のひとつである。そこで、職員が災害発生後すみやかに職務に従事・専念できる体制を整えるため、以下の対策を推進する。

ア 市職員の家庭における安全確保対策の徹底

災害時に職員が自己の防災対策に専念できるよう、職員はもちろんその家族にも防災対策に係る知識の普及・啓発を徹底し、被害を最小限に止めることに努める。

イ 災害対策職員用携帯電話の拡充

地震が発生する場合、市内全域で等しく揺れを体感する可能性は低く、職員自身の体感では小さい揺れでも、他の地域で大きな震度を記録していることもある。このような場合、いち早く市災害対策本部長をはじめ各対策部長等と連絡を行い、災害対策本部要員の確保を図るためには、本部長をはじめ、防災担当職員、関係部局の災害担当職員等に携帯電話等を常時携帯させ、常に呼び出しが可能な体制を整える。

ウ 執務室等の安全確保の徹底

市職員の勤務時間中の地震発生時に、執務室内の備品の倒壊等で職員が負傷することのないよう、備品の固定化や危険物品の撤去など執務室等の安全確保を徹底する。

(2) 市災害対策本部の円滑な設置・運営のための備えの充実

災害発生時に円滑に災害対策本部を設置し運営できる体制を確保するため、以下の対策を推進する。

ア 市庁舎等の耐震性の確保

市災害対策本部設置予定庁舎の耐震性を確保し、円滑に災害対策本部を設置し、運営できる体制を整備する。

また、災害対策拠点となる施設及び設備について、耐震性や津波への安全性、非常電源、燃料貯蔵設備、非常通信手段等を整備する。

イ 市災害対策本部設置マニュアルの作成

誰もが手際よく市災害対策本部を設置できるよう、情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含むマニュアルを早急に整備する。

ウ 市災害対策本部職員用物資の確保

市災害対策本部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、少なくとも3日分の水、食料、下着、毛布等の備蓄について検討する。

(3) 災害情報の収集・伝達体制の充実

被害情報（被害情報や応急対策活動の実施状況等）を迅速に把握するため、以下の対策を推進する。

ア 情報通信機器等の充実

災害情報を迅速に収集・伝達するためには、通信施設・設備等の整備を一層進めてい

くことが必要であり、市は以下の対策を推進する。

(7) 被災地から直接市へ情報が伝達できる体制を充実するため、更なる通信施設等の整備に努める。

(4) 市防災情報システムの設置箇所数や端末局の増加、最新機器への更新、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）の更新・強化を進める。

(5) 地震発生初期の段階で概括的な情報を把握する機能を強化する方策のひとつとして、防災GIS（地理情報システム）の導入を進める。

(6) 学校等（幼稚園含む）への地震・津波等の情報発信を的確かつ迅速に行うための災害情報伝達設備の整備強化に取り組む。

イ 通信設備等の不足時の備え

災害発生時において通信設備等の不足が生ずる場合に備え、NTT西日本沖縄支店及び移動通信事業者との間で災害時の協力に関する協定等の締結を図る。

ウ 連絡体制等の確保

各関係機関との連絡手段・窓口、役割分担、夜間休日の対応体制等の確保

エ 情報収集要領の作成

市から県への被災状況の報告ができない場合における、県調査隊等を活用した情報収集の手段、情報の内容等を検討し、情報収集要領としてまとめておく。

(4) 情報分析体制の充実

収集した災害情報を的確に分析・整理する人材の育成及び専門家の意見活用体制を整備する。

(5) 災害対策実施方針の備え

市及び県は、収集した災害情報をもとに、災害対策本部において速やかに災害対策の実施方針を打ち出せるように、策定の手順や方法等を検討しておく。

第2款 活動体制の確立（実施主体：市[総務課]、県、宮古島警察署）

多岐にわたる災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するためには、対策の前提となる活動体制を整えておく必要がある。

そこで、以下の点を重点に活動体制の確立を図る。

(1) 市職員の防災対応力の向上

平時から、地震・津波等をはじめとする災害応急対策活動に十分備え、実際の災害時に的確に実施するために、以下の対策を推進する。

ア 職員を対象とした防災研修の実施

職員を対象とした防災研修会を定期的に開催し、職員の資質の向上を図る。

また、防災に関する記事、レポート等を全ての部局に配付するとともに、広報紙等に防災関係記事を掲載し、職員の防災への理解を深める。

イ 市防災担当職員及び災害担当職員の養成

防災担当部局の防災担当職員は防災業務の要であり、災害対策の統制活動が求められる。また、各部局における災害担当職員は、担当部局において応急対策のリーダーシップが求められる。これらの職員が災害発生時に的確な活動を行うためには、平時から特に重点的な研修が必要であり、以下の施策を推進する。

(7) 国等の実施する防災研修会、防災関係学会（地域安全学会、土木学会等）等に積極的に職員を派遣する。

(4) 災害を体験した都道府県等への視察及び意見交換会の開催等を行う。

(5) 防災担当専門職員を養成する。

ウ 民間等の人材確保

市及び県は、応急対策全般への対応力を高めるため、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築するように努める。

また、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者（自衛隊等の国の機関の

退職者も含む。)の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

(2) 物資及び資機材の確保体制の充実

迅速及び的確な災害応急対策の実施には、膨大な数の救出救助用資機材(チェーンソー、のこぎり、ジャッキ、かけや及び重機等)、消火用資機材(消火器及び可搬ポンプ等)、医薬品、医療用資機材、食料、水及び生活必需品等の確保が必要となる。

そこで、以下のとおり、市内のどこで災害が発生しても迅速に所要量を確保できる体制の確保を推進していく。

なお、市及び県等は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握し、不足する資機材等については、関係機関や民間事業者と連携して必要な量を備蓄し、又は災害時に迅速に調達できる体制等の整備に努める。

ア 救出救助用資機材の確保体制の充実

救出救助用資機材は、災害発生時に極めて緊急度が高いので、住民等が身近に確保できるよう、自治会の単位での確保を柱とした整備を推進する。

(ア) 県の補助を活用した、自主防災組織用の救出救助用資機材の補助

(イ) 家庭や事業所に対する救出救助用資機材の備蓄に関する啓発

(ウ) 救助工作車等の消防機関への整備促進

(エ) 資機材を保有する建設業者等と市との協定等締結の促進

(オ) 各市立施設における救出救助用資機材の整備促進

イ 消火用資機材の確保体制の充実

消火用資機材は、災害発生時極めて緊急度が高いので、住民等が身近に確保できるよう、自治会の単位での確保を柱とした整備を図る。

(ア) 県の補助を活用した、自主防災組織用の消火用資機材の補助

(イ) 家庭や事業所に対する消火用資機材の備蓄に関する啓発

ウ 医薬品・衛生材料の確保体制の充実

医薬品・衛生材料については、必要があるときは業者の保有する医薬品等を災害発生直前の価格で調達できる体制を整えておくものとする。

エ 食料・水・被服寝具等の生活必需品の確保体制の充実

食料・水・被服寝具等など生活必需品については、災害発生後3日以内を目標に調達体制を確立することとし、それまでの間は家庭や地域等での確保がなされるような対策を講じる。

なお、大規模な地震・津波発生時には物資等の調達が困難となることを想定し、十分な量の備蓄を行うほか、物資の性格、地震・津波の危険性及び避難場所の分布等を考慮して、集中備蓄、分散備蓄、備蓄拠点の設置など、効果的な体制を選定する。

(ア) 家庭、社会福祉施設、医療機関、ホテル・旅館等における、食料・水・被服寝具など生活必需品の3日分の備蓄に関する啓発

(イ) 食料・水・被服寝具等の生活必需品等の県備蓄品の市における適正な備蓄保管の推進

(ウ) 市における食料・水・被服寝具等の生活必需品の備蓄の推進

(エ) 市及び県による貯水池への緊急遮断弁や飲料水兼用耐震性貯水槽の設置促進等

(オ) 大手流通業者等(大型小売店舗等)との協定等締結の促進、流通備蓄量や生産拠点の被災リスクの把握

(カ) 乳幼児、高齢者等に配慮した食料、生活必需品等の備蓄及び調達体制の整備

(キ) 市による給水車(一般車両に給水タンクを積載したものを含む。)、給水タンク、ポリ容器等の給水用資機材の確保及び市民等へのポリ容器等の備蓄促進

オ 輸送手段の確保

(ア) 車両の確保

市は、所有車両について災害後の運用計画を作成しておくものとする。

また、車両の不足に備えて、トラック協会等の民間団体等と事前に協定を締結し、地震災害後に速やかに車両の確保ができるよう日頃から連携を図っておく。

(イ) 船舶の確保

所有船舶については、災害後の運用計画を作成しておくものとする。

また、第十一管区海上保安本部・宮古島海上保安署所属船艇、自衛隊保有船舶及び漁船等については、応援要請の方法等について事前協議を図っておく。

(ウ) 航空機の調達

一般交通途絶等に伴い、緊急に航空機による輸送が必要な場合を想定し、県を通じ自衛隊、海上保安庁、在日米軍及び緊急消防援助隊への航空機輸送の要請手続き等について、日頃から連携を図り、整備しておくものとする。

(エ) 燃料の調達

沖縄県石油商業組合・沖縄県石油業協同組合及び島内サービス・ステーション等と、緊急輸送体制確保のための優先供給の強力体制について協議しておく。

(3) 応援体制の強化

被害が甚大で市において対応が困難な場合、県内他市町村への応援要請や、外部からの応援を求める必要がある。

ア 他市町村の相互応援協力協定締結の推進

様々な地震・津波の被害想定による被災パターン等を踏まえ、災害応急対策に係る市町村間の相互応援を迅速・確実に行える体制を強化する必要がある。

このため、他市町村との相互応援協力協定の締結を推進する。

また、市の対応能力を超える遺体の火葬処理及び災害廃棄物の処理等に対処するため、県が行った被害想定調査による被災パターン等を考慮した広域処理体制の構築を県に要請する。

以上の点を踏まえて、被災地周辺地域となった場合に後方支援基地としての機能を発揮できるように必要な準備を実施しておく。

イ 市内関係業界や民間団体との連携体制の充実

官民一体となって災害に対処できる体制を充実するため、災害時の連携が円滑に行えるように市内関係業界及び民間団体との間で応援協力協定を締結し、人的・物的協力の具体的な内容や手順等を明確化する。

ウ 専門ボランティアとの連携体制の充実

災害発生時にボランティアの活動が迅速かつ円滑に実施されるよう、以下の対策を講じていく。

(ア) 医療業務、介護業務及び被災建築物の応急危険度判定等の資格又は技術を要する専門ボランティアやボランティア団体の事前登録並びにボランティアの活動拠点等の整備を促進する。

(イ) 市社会福祉協議会等と連携して、災害時のボランティアのあり方、求められるマンパワーの要件及び活動の支援・調整等について研修会等を行い、ボランティアコーディネーターの養成に努める。

エ 応援機関等の活動拠点候補地のリストアップ

応援機関が集結し活動する場合、活動の拠点となる場所を迅速に確保する必要がある。そこで、公共施設を中心に活動拠点の候補地を、地震・津波の危険性や緊急輸送ネットワーク等を考慮してリストアップしておき、災害時に必要な宿営、ヘリポート及び物資搬送設備を確保するなど、できるだけ迅速に対処できるようにする。

オ 自衛隊との連携の充実

被害想定結果等を踏まえて災害派遣要請の実施が想定される分野、緊急時の連絡体制及び受け入れ拠点等を明確にしておくとともに、訓練等を実施して連携体制を充実させる。

カ 応援・受援の備え

市、県及び防災関係機関は、災害の規模等に応じて円滑に応援又は受援できるように、

以下の点を明確にした応援計画及び受援計画を策定し、事前の準備に努める。

- ・応援先・受援先の指定
- ・応援・受援に関する連絡・要請の手順、
- ・災害対策本部との役割分担、連絡調整体制
- ・応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の集積・輸送体制等

(4) 交通確保・緊急輸送体制の充実

大規模災害発生時には、災害対策要員、負傷者、物資及び資機材等多様かつ大量の輸送需要が生じる。こうした輸送を円滑に行うためには、輸送用車両等の確保とあわせて、輸送を円滑に行うための事前措置が必要であり、今後以下の対策を推進していくこととする。

ア 交通規制計画の作成等

緊急通行車両が交通渋滞で機能麻痺しないよう、重要路線等の交通規制計画を作成する。それにあわせて、必要な災害時交通規制用情報板の整備、交通誘導のための警備業者との協力協定の締結及び交通施設の耐震性確保等を図る。

イ 重要道路啓開のための体制整備

災害発生後すみやかに道路の被害状況を把握し、通行に障害のある場合直ちに啓開できる体制を沖縄総合事務局開発建設部及び建設業協会など関係団体の協力も得て確保する。

ウ 緊急輸送基地の選定及び整備

県は、輸送を効率的に行うためには、各主体がそれぞればらばらに被災地に入るよりも、被災地外に緊急輸送基地を置き総合的な輸送体制を整える必要がある。そこで、陸・海・空から物資等が集積することを念頭に置いて、地震・津波の危険性や緊急輸送ネットワークを考慮した宮古空港、下地島空港を緊急輸送基地に選定し、備蓄拠点の機能も検討しつつ整備していくこととする。

エ 臨時ヘリポート等の確保

孤立化した場合等に備え、空からの輸送が迅速になされるよう、各離島及び孤立予想集落ごとに1箇所以上、地震・津波の危険性や緊急輸送ネットワークを考慮した臨時ヘリポート等を確保し、災害時の運用方法、必要な機材等を確保するよう努める。

オ 緊急通行車両の事前届出の徹底

災害時の緊急輸送の確保を図るため交通規制がなされた場合、当該区間・区域を通行するためには緊急通行車両の確認がなされる。この場合、事前に届出を行い届出済証の交付を受けることで手続きが簡略化され、迅速な確認が可能となる。

そこで、第3部「災害応急対策計画」に基づき、使用する可能性の車両をリストアップし、事前届出の徹底を図ることとする。

カ 災害交通規制の周知

宮古島警察署は、災害時の交通規制実施時の運転者の義務等を市民に周知する。

キ 運送事業者との連携確保

市及び県は、緊急輸送調整業務への運送事業者等の参加、運送事業者等による物資集積拠点の運営（運送事業者等の施設活用を含む）について以下の視点から検討し、必要な体制等の整備を推進する。

- ・物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理や発注方法の標準化
- ・物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置の支援
- ・輸送車両への優先的な燃料供給等の環境整備
- ・輸送協定を締結した民間事業者等の車両の緊急通行車両の事前届出の普及

(5) 広報広聴体制の充実

被災地での流言飛語や二次災害を防止するための情報、災害応急対策に関する情報（対策の進捗状況、救援物資についてのお願ひ、ボランティアの募集等）を被災地内外に的確に発信することは、災害応急対策を円滑に進める上で極めて重要である。

そこで、以下の体制を早急に整える。

ア プレスルームの整備

報道機関を通じての広報については、市、県及び防災関係機関からの情報を迅速・的確に発信するため、プレスルームを指定し、設備を充実する。

イ 災害時の報道機関を通じての広報に関する意見交換会の開催

災害時に県からの情報が的確に報道機関を通じて提供できるよう、報道機関との間で災害時の広報に関する意見交換会を開催する。

ウ インターネットを通じた情報発信に関する検討

情報化の進展に伴い、インターネット、ワンセグ、ツイッター及びフェイスブック等といった新しい情報伝達手段が普及してきている。

そこで、市、県及び防災関係機関からの情報をこうした手段を用いて伝達する方法や伝達内容等について検討を進める。

エ 手話通訳者・外国語通訳者のリストアップ

聴覚障害者や外国人に対する的確な情報を伝達できるよう、手話通訳者及び外国語通訳者をリストアップし、災害時の協力について事前に要請する。

(6) 防災拠点の整備に関する検討

防災拠点は、平常時には防災知識の普及・啓発、地域防災リーダー等の教育・訓練の場、さらには防災資機材や物資備蓄の場であり、災害時には、避難場所や災害応急対策活動及び情報通信等のベースキャンプともなる。

このため、自治会・町内会の区域にはコミュニティ防災拠点を、小学校区・中学校区には地域防災拠点を確保する必要がある、これらの整備を推進していく。

(7) 公的機関等の業務継続性の確保

市、県及び防災関係機関は、地震・津波発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図り、業務継続計画を策定する。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し及び計画の改訂などを行う。

さらに、以下の各種データ等の総合的な整備保全やバックアップ体制の整備を進める。

ア 戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報、測量図面及び情報図面等データ

イ 不動産登記の保全等

第3款 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実

（実施主体：市〔総務課、消防本部、福祉部、市民生活課、観光課、教育総務課、学校教育課〕、県、関係機関）

多種多様な災害応急対策活動を迅速かつ円滑に実施するためには、各々の活動に対応したきめ細かな事前措置を施していく必要がある。

また、民間事業者に委託可能な業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくことで、民間事業者のノウハウや能力等を活用し、災害時に迅速かつ効果的に対策を進めることが可能となる。

そこで、各々について以下の対策を講じていくこととする。

(1) 生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実

市民の生命・財産への被害を最小限とするためには、情報の伝達、避難誘導、救出救助、緊急医療、消防活動及び二次災害防止活動の各段階においてきめ細かな事前措置を施していく必要があるため、以下の対策を積極的に推進する。

ア 地震に関する情報の収集・伝達対策の充実

地震による被害をより効果的に防止するため、緊急地震速報及び余震に関する情報等を住民に迅速に知らせる体制を整える。

イ 津波に関する情報の収集・伝達対策の充実

津波警報等の収集及び津波浸水予想区域住民等への伝達体制の充実を図る。

ウ 避難誘導対策の充実

危険な建物及び地域から安全な場所に市民や旅行者等を避難させるため、避難誘導に関する対策を市、県、社会福祉施設、学校、不特定多数の者が出入りする施設等においてそれぞれ確立する必要がある。そこで、市は施設管理者等と連携して、以下の対策を推進していくこととする。

(ア) 社会福祉施設、公立学校その他の公共施設の耐震補強と避難体制の再点検

(イ) 医療機関、社会福祉施設、私立学校、ホテル・旅館、観光施設、不特定多数の者が利用する施設等の避難体制の再点検

(ウ) 高齢者、障害者及び外国人のための避難マニュアルの作成

(エ) 耐震性のある県立施設の避難所指定に関する県との調整の推進

(オ) 避難路沿線施設の耐震性についての点検及び改修促進

エ 救出救助対策の充実

建物、土砂の中に生き埋めとなった者及び危険な地域に孤立した者を迅速に救出救助できるよう、市は、以下の対策を推進していくこととする。

(ア) 市（消防本部含む）、警察及び自衛隊との図上演習を含む合同救出救助訓練の実施（総合防災訓練に含む）

(イ) 自主防災組織用の救出救助用資機材の補助

オ 緊急医療対策の充実

大きな地震により多数の負傷者が発生し、同時に医療機関もライフラインの停止等で機能麻痺に陥ることを想定すると、負傷者に対して迅速・的確に医療処置を施すためには、災害に強い医療施設・設備を整備するとともに、限られた医療資源を有効に活用できる対策を講じていく必要がある。

そのため、行政機関と医師会等医療関係者の連携のもとに協定を締結し、総合的な緊急医療対策を検討していくこととする。なお、当面は県として以下の対策を推進する。

(ア) 地震・津波の被害想定、初動期を念頭ににおいた緊急医薬品等の備蓄の推進

(イ) 災害派遣医療チーム（DMAT）及び市内医療機関の医療従事者による医療救護班による緊急医療活動訓練の実施（総合防災訓練に含む）

また、総合的な緊急医療対策のための検討項目は、次の項目とする。

(ウ) 第2次救急医療施設への軽傷患者の過集中の防止対策

(エ) 医療機関の被災状況、稼働状況及び医薬品に関する情報その他円滑な緊急医療活動に関する情報を一元化し提供するための対策

(オ) 地震・津波の危険性、被害想定の子測負傷者を踏まえた市内医療機関等における応急医療体制の整備及び3日分の医薬品・医療資機材・非常電源用燃料等の備蓄並びにヘリポートの整備

(カ) 災害時に国の非常本部等が選定する広域後方医療施設への傷病者の搬送を中継する広域搬送拠点、県内の既存の飛行場、自衛隊基地、大規模空地等から選定する。

また、広域搬送拠点には、傷病者の搬送に必要なトリアージや救急措置等を行うSCUの機能整備、SCUの設置・運営に協力する医療機関の指定、協力する医療機関へのSCU設置に必要な医療資機材等の整備等を推進する。

※SCU（エス・シー・ユー）：ステージング・ケア・ユニットの略で、広域搬送拠点に隣接して設置する臨時医療施設のこと。

(キ) 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握できる広域災害・救急医療情報システムの整備及びシステム操作等の研修・訓練の推進。

(ク) 災害派遣医療チーム（DMAT）が中期的に医療活動を展開できる体制の確立（DMATから中長期的な医療を担うチームへの引継ぎ調整スキームの策定等）

(ケ) 慢性疾患患者の円滑な広域搬送体制の確保（関係機関との合同訓練等を含む）

カ 消防対策の充実

市は、市内の消防団員比率、自主防災組織カバー率の低さ等を踏まえ、同時多発火災の発生に迅速に対処できるよう、以下の対策を推進していく。

(ア) 消防本部、消防団及び自衛隊との合同消火訓練の実施（総合防災訓練を含む）

(イ) 耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ、小型動力ポンプ付積載車及び救助工作車等
消防用施設・設備の整備促進

(ウ) 自主防災組織用の初期消火用資機材の補助

(エ) 消防救急無線のデジタル化・運用

(オ) 消防本部を通じての防災管理制度に基づき、消防管理者として大規模な建築物等の管理を行う者の選任、防災管理に係る消防計画の作成及び防災管理点検の実施等の促進

キ 建築物・宅地の応急危険度判定体制の整備

建築物の余震等による倒壊や部材の落下物等による二次災害を防止し、市民の安全を確保するため、被災建築物、被災宅地の応急危険度判定の支援が迅速かつ的確に実施できる体制の整備に努める。

(2) 被災者の保護・救援のための事前措置の充実

被災者に対してきめ細かな保護・救援を迅速に行うため、以下の対策を推進する。

ア 学校の防災拠点化の推進

以下の点に留意し、学校が地域の避難所等の防災拠点として機能するため、必要な対策を講じる。

(ア) 無線設備の整備

(イ) 教職員の役割の事前規定

(ウ) 調理場の調理機能の強化

(エ) 保健室の緊急医療機能（応急処置等）の強化

(オ) シャワー室、和室、簡易ベッド及び車いす用トイレの整備

(カ) 学校プールの通年貯水（消火用、断水時の生活用水用）及び浄化施設の整備

(キ) 給水用・消火用井戸、貯水槽、非常用電源、テレビ・ラジオ及び備蓄倉庫の整備

(ク) 施設の耐震化及びバリアフリー化

(ケ) 災害時活用に向けての太陽光発電設備の機能強化

イ 福祉避難所のリストアップ

市は、一般の避難所でのケアが困難な高齢者・障害者等を専用を受け入れる福祉避難所を指定しておく。

また県は、社会福祉施設の被災により、高齢者・障害者等の要援護者が当該地域で保健福祉サービスを受けることができない場合に、被災地外の社会福祉施設等で一時的に保健福祉サービスを受けるため、受け入れ候補施設を事前にリストアップし、受入体制を協議しておく。

ウ 家庭、社会福祉施設、医療機関及びホテル・旅館等への備蓄の啓発

災害発生初期の段階においては、住民や各機関それぞれが備蓄する食料・水・被服寝具など生活必需品により生活の確保を図る体制を構築するため、これに備えた事前の準備が必要である。このため、家庭、社会福祉施設、医療機関及びホテル・旅館等に対して、物資の調達体制が確立するまでの間（概ね最低3日間）、食料・水・被服寝具など生活必需品を各々において備蓄するよう、普及・啓発を行う。

エ 応急仮設住宅の迅速な建設のための事前措置

市は、災害により住家を失った人に対し迅速に応急仮設住宅を提供できるよう、地震・津波被害想定による被災戸数から仮設住宅の必要量を算定し、建設候補地をリストアップしておく。

また、公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等を把握し、また、必要に応じて関係団体との協定を締結し、災害時の応急借上住宅として迅速に確保できるようにしておく。

オ 物価の安定等のための事前措置

市及び県は、災害発生時、物価の安定等を図るため、大規模小売店及びガソリンスタンド等の営業状況の把握等を行うこととしている。これらの活動を迅速に行うため、以下の事前措置を実施する。

(ア) 災害発生時に価格監視する物品のリスト化及び監視方法の検討

(イ) 災害発生時に営業状況を把握する大規模小売店及びガソリンスタンド等のリスト化

カ 文教対策に関する事前措置

市及び県は、災害発生時に文教対策を円滑に行うため、以下の事前措置を実施する。

(ア) 学校等の教育施設が避難所として使用される場合の、その使用のあり方（避難所として開放する場所、学校備品の使用方針等）及び学校職員の行動方針等の検討

(イ) 時間外災害発生時の児童、生徒及び学生の被災状況の把握方法の検討

(ウ) 時間外災害発生時の教職員の被災状況の把握方法の検討

(エ) 文化財の所有者又は管理者に対する防災体制の確立指導並びに文化財の耐震調査の指導

キ 児童・生徒・園児等の保護等の事前措置

市及び県は、学校等において、災害発生時における保護者との連絡、児童・生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう努める。

また、市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

ク 広域一時滞在等の事前措置

市及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難や一時滞在が可能となるよう、以下の事前措置の実施に努める。

(ア) 他県、他市町村との広域一時滞在に係る応援協定の締結

(イ) 災害時の避難者の移送や受入等についての実施要領の作成

(ウ) 一時滞在施設の選定、施設の受入能力等の把握

(エ) 総務省の全国避難者情報システム等を活用した、広域避難者・一時滞在者の所在地等の情報を避難元及び避難先の県及び市町村が把握する体制の整備

(オ) 放送事業者等と連携した、広域避難者・一時滞在者へ生活情報等を伝達する体制の整備

ケ 家屋被害調査の迅速化

市は、県が行う家屋の被害認定の担当者のための研修等に職員を参加させて、災害時の生活再建支援金の支給等に必要なり災証明の発行を迅速化する。

第4款 災害ボランティアの活動環境の整備

（実施主体：市[学校教育課、生活福祉課]、県、教育委員会、宮古島市社会福祉協議会）

(1) ボランティア意識の醸成

ア 学校教育における取組

ボランティア精神の芽を育てるには、幼少期からの教育や体験に勝るものはなく、学校教育に積極的に取り入れていくものとする。

イ 生涯学習を通じての取組

市及び市社会福祉協議会は、社会教育活動の中でボランティア講座等を開催して、ボランティアへの理解と実践への機会の創出を図る。

(2) ボランティアの育成等

ア ボランティアの育成

市は、ボランティアが効果的な活動を実施するため、市社会福祉協議会と連携して、平時からボランティアの育成に努めるものとする。

イ 専門ボランティアの登録等

(7) 市及び県は、災害時におけるボランティアの迅速かつ有効な活用を図るため、医療業務、看護業務、介護業務、通訳、無線通信及び被災建築物応急危険度判定等の専門的な資格や技能を有する者（以下「専門ボランティア」）という。）を平時から登録し、把握に努めるものとする。

(4) 市及び県は、ボランティアとして登録されている専門ボランティアに対し、防災に関する知識及び技術の向上を図るため、研修及び訓練等に努めるものとする。

ウ ボランティアコーディネーターの養成

市及び県は、日本赤十字社沖縄県支部、県社会福祉協議会及び市社会福祉協議会と連携し、災害時にボランティアを指導し、効果的な活動が行えるようボランティアコーディネーターの養成に努めるものとする。

(3) ボランティア支援対策

ア 市及び県は、県・市社会福祉協議会と連携して、殺到するボランティアの受付場所、受付要員及び活動拠点について準備・指定しておくものとする。

イ 市及び市社会福祉協議会は、災害後のボランティアニーズについて想定しておき、初動期のボランティア活動が迅速に行われるようにしておくものとする。

ウ 市及び市社会福祉協議会は、ボランティア（団体）を登録・把握するとともに、ボランティア活動を支援していくものとする。

また、ボランティアが被災地において相互に連携して迅速かつ機能的な活動が行えるよう、平常時から研修や交流の機会を提供し、ボランティア相互の連絡体制等のネットワークを確保するものとする。

エ 県及び県社会福祉協議会は、ボランティアが安心して活動できるようボランティア保険制度の周知を図るなど、加入促進に努めるものとする。

市は、ボランティア保険の加入に際して、保険料負担の支援を検討する。

第5款 災害時要援護者の安全確保計画

（実施主体：市[福祉部]、県、沖縄総合事務局）

高齢者、障害者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の災害時要援護者に対しては、防災知識の普及・啓発、災害時の情報提供、避難誘導及び救護・救済対策等の様々な面で配慮が必要である。

このため、平時から地域において、災害時要援護者の支援体制を整備しておくことが重要である。

特に、高齢者・障害者等には事前の避難支援プランを策定するなど、特に配慮するとともに、避難場所での健康管理や応急仮設住宅への優先的入居等を行える体制等の整備に努める。

(1) 社会福祉施設等における安全確保

社会福祉施設、幼稚園及び保育所における災害時要援護者の安全を図るためには、以下の対策を講じておく必要がある。

ア 市防災計画への位置づけ

市は、災害発生時の、災害時要援護者の避難対策等について、施設管理者、市及び福祉関係団体等の対応や連携協力方法を地域防災計画に定めるものとする。

特に、津波浸水想定区域内の福祉施設等については、警報等の伝達体制や避難場所等を明記しておく。

イ 施設・設備等の整備及び安全点検

施設の管理者は、災害発生時に災害時要援護者が安全で円滑に避難できるよう、また、施設自体の崩壊や火災の発生を防止するため、施設や付属設備等の整備や常時点検に努めるものとする。

ウ 地域社会との連携

災害発生時の避難にあたっては施設職員だけでは対応が不十分であり、常に施設と地域社会との連携が図られ、災害時において地域住民の協力が得られる体制づくりを行うものとする。

エ 緊急連絡先の整備

災害発生時には保護者又は家族と確実に連絡がとれるよう、緊急連絡先の整備を行う。

オ 災害用備蓄等の推進

長時間にわたりライフラインや医療品、食料等が確保ができない事態を想定し、非常電源、医療品及び非常用食料等の確保に努めるものとする。

(2) 在宅で介護を必要とする市民の安全確保

心身に障害を有する者（児童を含む。以下同じ）、介護を要する高齢者については、身体諸機能の障害による移動困難及び判断能力の減退等による行動困難等、防災上の困難が認められる。

また、常時単身で日常生活を営む高齢者についても、生活環境の面から防災上の特別の配慮を必要とする。

ア 災害時要援護者避難支援プランの推進

市は、防災担当部局と福祉担当部局との連携のもと、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から災害時要援護者と接している社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険制度関係者、障害者団体等の福祉関係者と協力して災害時要援護者の避難支援の体制を整備するために、災害時要援護者避難支援プランの推進に努めるものとする。

また、個人のプライバシーに配慮しつつ、災害時要援護者に関する情報を共有し、一人ひとりの災害時要援護者に対して複数の避難支援者を定めるなど、具体的な避難支援個別計画の策定に努めるものとする。

避難支援プランの策定にあたっては、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成18年3月 災害時要援護者の避難対策に関する検討会）に基づくものとする。

イ 防災についての普及・啓発

広報等を通じ、災害時要援護者をはじめ、家族、地域住民に対する啓発活動を行う。

(7) 災害時要援護者及びその家族に対する普及・啓発

- ・日常生活において常に防災に対する理解を深め、また日頃から対策を講じておくこと。

- ・地域において防災訓練等が実施される場合は積極的に参加すること。

(4) 地域住民に対する普及・啓発

- ・地域在住の災害時要援護者の把握に努め、その支援体制を平素から準備すること。

- ・発災時には災害時要援護者の安全確保に協力すること。

ウ 緊急通報システムの整備

- ・災害時に災害時要援護者が直接消防機関に通報できるシステムの整備に努めるものとする。

(3) 不特定多数の者が利用する施設における安全確保

不特定多数の者が利用する施設等には、高齢者や障害者、外国人等のように災害発生時には自力で避難することが困難な人々が多く出入りしていることから、これら災害時要援護者の安全を確保するためには、日頃から十分な防災対策を講じておくことが必要である。

ア 施設設備等の整備

施設の管理者は、災害発生時に災害時要援護者が安全で円滑に施設等から避難できるよう、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律等に基づき、施設や付属設備等の整備に努めるものとする。

イ 施設及び設備等の安全点検

施設の管理者は、災害発生時における施設自体の崩壊や火災の発生を防止するため、施設や付属設備等の常時点検に努めるものとする。

(4) 避難行動要支援者名簿の作成

- ア 市長は、市に居住する要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。以下同じ。）のうち、災害発生時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、避難行動要支援者についての避難支援等を実施するための基礎とする名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成しておかなければならないものとする。
- イ 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する以下の事項を記載し、又は記録するものとする。
- (ア) 氏名
 - (イ) 生年月日
 - (ウ) 性別
 - (エ) 住所及び居所
 - (オ) 電話番号その他の連絡先
 - (カ) 避難支援を必要とする事由
 - (キ) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項
- ウ 市長は、アの避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、要配慮者の氏名等の情報を内部で目的外利用し、又は関係都道府県知事等に対し必要な情報の提供を求めることができるものとする。
- エ 市長は、避難支援等の実施に必要な限度で、アの避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を、内部で目的外利用できるものとする。
- オ 市長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、消防機関、宮古島警察署、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、自主防災組織その他の関係者に対し、名簿情報を提供するものとする。
- ただし、市条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人の同意が得られない場合は、この限りでない。
- カ 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、本人の同意を得ることなく、オの関係者その他の者に対し、名簿情報を提供できるものとする。
- キ 市長は、オ又はカにより名簿情報を提供するときは、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。
- ク オ又はカにより名簿情報の提供を受けた者その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならないものとする。

参考資料 7-18 避難行動要支援者名簿（様式）

第6款 観光客・旅行者・外国人等の安全確保

（実施主体：市[観光課、市民生活課]、県、各交通機関等）

市、県、防災関係機関、観光施設、宿泊施設及び交通施設（航空機、フェリー、バス等）等の管理者は、観光客等の行動特性を考慮し、地理に不案内な観光客・旅行者等や日本語を解さない外国人等が地震・津波災害に遭遇した場合を想定した安全確保体制を整備する。

(1) 観光客・旅行者等の安全確保

ア 避難標識等の整備、普及

市、観光施設、宿泊施設及び交通施設等の管理者は、避難誘導標識の配置、管理施設への海拔表示及びハザードマップの掲示等を推進するほか、県、観光協会、交通機関（航空機、フェリー等）、レンタカー会社及びガソリンスタンド等と連携して、地震・津波発生時の避難行動や避難場所等の情報を、ホームページや観光マップ等を利用して観光客や旅行者等へ周知する。

イ 観光客・旅行者・宿泊客の避難誘導・帰宅支援体制の整備

観光施設、交通施設、旅館・ホテル等の施設管理者は、地震・津波災害時の避難誘導マニュアルや避難支援体制を事前に整備しておくなど、観光・宿泊客の安全を確保することにとどまらず、交通機関の被災等で、帰宅困難となった多数の観光客等が待機できるよう平素から食料・水・被服寝具等など生活必需品の備蓄に努めるものとする。

市は、津波避難計画の策定において、観光客、宿泊客等が多い時期を想定し、観光施設、宿泊施設、交通施設等の管理者と連携して、円滑に誘導する体制や避難場所、避難経路等を確保する。

また、県と連携して、観光客等に津波警報や避難情報等を即時配信できるシステムの導入に努める。

(2) 外国人の安全確保

市は、国際化の進展に伴い、本市に居住・来訪する外国人に対して、言語・文化・生活環境の異なる外国人の災害時における避難対策等の充実強化を図り、的確な行動がとれるような支援方策と環境づくりに努める。

ア 外国人への防災知識の普及

ハザードマップや避難誘導標識等への外国語の併記や、外国語による防災パンフレットを作成し、外国人に配布する等の方法により、外国人に対し防災知識の普及・啓発を図るものとする。

イ 外国語通訳ボランティアの活用体制の整備

災害時における外国語通訳ボランティアの事前登録等、通訳ボランティアの活用体制の整備を図るものとする。

第5節 津波避難体制等の整備

本市は、大小6つの島々で構成され、多くの観光客が訪れる。

一方、市内には記録によれば明和の大津波（1771年八重山地方大地震による津波）により、大きな被害を受けた地域も存在し、住民、漁業関係者、海水浴客、釣り人、観光客及び災害時要援護者等を津波被害から守るため、避難体制の強化等を推進する必要がある。

1 津波避難計画の策定・推進（実施主体：市[総務課、消防総務課等]、県）

(1) 市における対策

県は、「津波対策推進マニュアル検討報告書」（平成14年3月津波対策推進マニュアル検討委員会）及び「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（平成17年3月集中豪雨時等における情報伝達及び高齢者等の避難支援に関する検討会）に基づき、市町村の津波避難計画の策定に資するため、以下の事項について定めた沖縄県津波避難計画策定指針を策定しており、本市においては、これらの指針その他各自で定める避難指針、津波浸水想定結果及び海拔高度図等を基に、地域の実情に応じた実践的な津波避難計画を策定し、住民等への周知を図る。

なお、計画の策定や修正にあたっては、実際の災害対応、防災演習・訓練等の検証結果を反映し、より効果的な内容にしていくものとする。

(2) 津波避難計画の項目（案）

- ア 津波浸水予測図（津波到達予想時間も含む）
- イ 避難対象地区・人口（観光客等も含む）・避難所要時間等
- ウ 避難困難地区・人口等
- エ 避難場所（収容対象地区・収容人口含む）及び避難路等
- オ 職員の参集基準等の初動体制
- カ 避難勧告及び指示等の発令基準、津波警報及び避難情報の伝達内容及び手段等
- キ 津波対策の教育及び啓発
- ク 避難訓練
- ケ 観光客、海水浴客、釣り客等の避難対策、災害時要援護者の避難対策その他留意すべき事項

(3) 災害時要援護者、不特定多数の者が利用する施設等の管理者

観光・宿泊施設、交通施設（空港、フェリー・バス等のターミナル等）、医療・福祉施設、学校、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、観光客や施設利用者等の円滑な避難体制を中心とした防災マニュアルを策定し、訓練を実施する。この際、多数の避難者の集中や混乱等も想定した内容とする。

(4) 避難計画の留意点

ア 徒歩避難の原則

津波発生時の避難は、徒歩を原則とする。このため、市は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努める。

ただし、避難困難区域や災害時要援護者の避難支援者等で、避難所要時間が5分又は津波到達予測時間を越えるなど自動車等の利用が不可欠な場合においては、市は避難者が自動車等で安全かつ確実に避難できることを確認した上で、徒歩以外の避難手段を設定する。この場合、宮古島警察署と十分な調整を図るとともに、各地域での合意形成、津波避難道路であることを周知する標識の整備、津波発生時の行動の周知等を徹底し、自動車避難に伴う危険性の軽減策を徹底する。

イ 消防防災関係職員等の避難原則

消防職員、消防団員、警察官、市職員など津波浸水想定区域内で防災対応や避難誘導にあたる者は、当該地域の津波到達予測時間に余裕をもった時間内に避難することを原則として、当該時間内に可能な活動の手順や避難判断基準等を、平時の津波防災訓練等

の検証結果等を踏まえて定めておく。

2 津波危険に関する啓発（実施主体：市[総務課等]、県、教育委員会）

(1) 市における対策

市は、県が調査あるいは保有している津波危険に関するデータや海拔表示等に係るガイドライン、海拔高度図等を活用して市民にわかりやすく公表することによって、津波危険に関する啓発を行う。

また、県と連携し、津波の危険性や津波警報・避難指示等の内容や避難方法等について、積極的な防災教育や防災訓練等を通じて、住民及び船舶等が迅速かつ的確な避難行動をとれるよう、広く普及・啓発するものとする。

また、市は県の指針等を踏まえ、ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実及び避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保などの課題を整理し、総合的な津波対策を検討する。

(2) 津波避難対策普及・啓発の内容

ア 市は、住民等を対象に以下の項目について繰り返し普及・啓発を行う。

(ア) 津波浸水想定区域（想定に限界や不確実性含む）

(イ) 津波危険への対処方法（適切な避難場所及び避難路、津波警報等の意味及び精度、移動手段、率先行動等を含む）

(ウ) 過去の津波災害事例や教訓（明和の大津波（1771年八重山地方大地震による津波等））

(エ) 津波の特性（波の押し・引き、遠地地震等）

イ 普及・啓発の方法は、以下に例示する各種手段・機会を活用して実施する。

(ア) 学校、幼稚園、保育園、消防署での職員、生徒、児童、園児及び保護者を対象とした教育

(イ) 漁業関係者、海水浴場関係者を対象とした説明会

(ウ) 津波危険地域に立地する施設関係者（特に観光・宿泊施設関係者、災害時要援護者関連施設、不特定多数の者が利用する施設等）を対象とした説明会

(エ) 津波危険地域の各町内会、自治会単位での説明会及び地域の防災リーダー（消防団、自主防災組織等）への研修会

(オ) 広報誌

(カ) 防災訓練

(キ) 防災マップ（津波ハザードマップ）

(ク) 統一的な図記号等を利用したわかりやすい案内板の設置（避難場所や避難階段等を、蓄光石等の夜間でも認知できる手法に配慮して表示するよう努める）

(ケ) 電柱・電信柱や公共施設等への海拔、浸水実績高及び浸水予測高等の表示

(3) 広報・教育・訓練の強化

ア 津波ハザードマップの普及促進

市の津波避難計画を反映した津波ハザードマップの作成・公表を促進するとともに、防災教育、訓練、広報その他土地取引における確認等を通じてハザードマップの内容の理解を促進する。

イ 津波避難訓練の実施

市は、津波浸水想定結果及び海拔高度図等を基に、最大クラスの津波高や津波到達予想時間を踏まえ、防災関係機関、社会福祉施設、医療機関、学校、住民、防災リーダー及び災害時要援護者等が参加する実践的な避難訓練を実施する。

ウ 津波防災教育の推進

市は、県及び教育関係者と連携して、過去の津波災害の脅威や教訓等を伝承する機会を定期的に設けるほか、学校教育をはじめ様々な場面で活用できる津波防災教育プログラムや危機意識を共有できるリスクコミュニケーション手法を整備し、市民の津波防災への理解向上に努める。

3 津波に対する警戒避難体制・手段の整備（実施主体：市[総務課等]、県）

本市の自然環境、地理条件、津波対策の現況等を考慮し、津波への警戒・避難体制の向上や津波避難困難地区の解消等を図るものとする。

(1) 危険予想区域住民に対する情報伝達体制の整備

市は、沖縄県防災情報システム等により、気象庁が発表した地震情報や津波警報等を迅速に入手するものとする。

津波危険地域及び住家に対して津波警報等の内容に応じた避難指示等の具体的な発令基準や迅速な広報体制を整備し、地震情報や津波警報等を自動的に伝達するシステムの導入等、迅速な情報伝達体制の確保に努めるものとする。

地震情報、津波警報、避難勧告等が住民の迅速・的確な避難行動に結びつくよう、災害時要援護者、観光客及び外国人等に配慮して、効果的な伝達内容等を準備しておく。

また、関係事業者と連携して、津波警報等が確実に伝わるよう、市防災情報システム、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）及びワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化に努める。

(2) 監視警戒体制等の整備

津波危険に対し警報等の把握、海岸地域の監視装置の設置等、監視警戒体制を整備する。

(3) 避難ルート及び避難ビルの整備

ア 避難距離の長い避難ルートの見直し

津波到達時間が短い地域では概ね5分以内のルート为目标とし、地形、土地利用から5分以内が困難な場合は津波到達予想時間を考慮する。

また、徒歩で短時間に高台等へ移動できるよう、必要に応じて避難路、避難階段を整備し、住民等に周知する。整備にあたっては、地震による段差の発生、避難車両の増大、停電時の信号滅灯等を想定し、渋滞や事故のないようにする。

イ 避難ルート・避難場所案内板の設置

観光客等、現在地の地理に不案内な者でも速やかに身近な津波避難場所へ移動できるよう、外国人等にもわかりやすい避難誘導サインを設置する。

ウ 津波避難ビルの整備等

津波避難困難区域等、身近な高台等が少ない地区では、公共施設のほか民間建築物等の活用も含めて津波避難ビルの指定や整備を促進する。

これらの指定や整備にあたっては、想定浸水深や建築物への衝突による水位上昇を考慮し、十分な高さや構造避難スペースが確保されるように努める。

なお、津波到達時間内に避難できる高台やビル等が存在しない地区では、一時的に緊急避難する盛り土による高台や津波避難タワーの整備等を検討する。

エ 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定等

(ア) 市長は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、政令で定める基準に適合する施設又は場所を、洪水、津波その他の政令で定める異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定しなければならないものとする。

(イ) 市長は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所の確保を図るため、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定しなければならないものとする。

(ウ) 市長は、居住者等の円滑な避難のための立退きに資するよう、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他必要な事項を居住者等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

オ 津波避難場所の指定・整備

津波避難場所は、浸水想定区域外の高台や避難施設等とし、避難後も孤立せず、津波の状況に応じてさらに安全な場所へ移動できる場所の指定や整備を行う。

また、建築物については、必要に応じ、換気及び照明等の避難生活環境を良好に保つ設備の整備に努める。

やむを得ず津波浸水想定区域等に津波避難場所を指定する場合は、施設の耐浪化、非常用発電機の設置場所の工夫、非常通信設備の配置及び物資の備蓄等を行う。

また、避難場所を避難所（避難生活用の施設）と混同しないよう、市民への周知と理解を促進する。

カ 津波避難困難地域の解消

市は、県の津波避難困難地域予測結果を基に、地域の特性や避難体制の実情等を踏まえて津波避難困難地域を設定する。また、津波避難困難地域の解消に効果的な対策を検討し、対策の実施に努める。

4 危険区域の指定等（実施主体：市[総務課]、県）

津波による危険の著しい区域は、津波災害特別警戒区域や災害危険区域の指定について検討し、必要な措置を講ずる。

なお、津波災害警戒区域に県知事により指定された場合には、津波防災地域づくり法により以下の対策を講じる。

ア 本計画に、当該区域ごとに津波に関する情報、予報及び警報・注意報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、地下街等又は主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定める。

イ 津波災害警戒区域内の主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設について、当該施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、津波に関する情報及び予報及び警報の伝達方法を本計画に定める。

ウ 本計画に基づき津波に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路及び円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について住民に周知させるため、これらの事項を記載したハザードマップの配布等を行う。

エ 津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組みの支援に努める。

第2章 災害予防計画（風水害等編）

災害予防計画（風水害等編）は、災害の発生を未然に防止するために、治山事業等による市域の保全、防災に関する教育訓練の実施、災害用食料・物資資材の備蓄、気象・水防・消防・救助救急施設の整備、火災予防及びその他災害への予防対策について定め、その実施を図るものとする。

第1節 治山計画

第1款 治山事業（実施主体：市[みどり推進課]、県）

1 現況

宮古島市は琉球石灰岩からなる平坦な島で、山地は少なく最も高い地点でも標高113mであり、大きな河川湖沼などもなく、森林面積は島の総面積（204.49k m²）のうち約16.5%（約33.7k m²）を占めるにすぎない。しかし、産業、生活用水のほとんどを地下水に頼っていることから水源涵養機能としての森林のもつ多面的な役割は極めて重要である。

2 山地災害危険地区

本市の山地災害危険地区は、山腹崩壊危険地区が2箇所、地すべり危険地区が1箇所、計3箇所となっている。

参考資料1-3 山地荒廃の現況（山地災害危険地区一覧）

3 対策

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により、地域森林計画を定め計画的に事業を推進する。

特に、以下の事項に重点を置き、緊急かつ計画的に実施する。

- (1) 保安林の浸食防止及び強化
- (2) 森林の水源かん養機能の強化
- (3) 山地災害危険地対策
- (4) 生活環境保全林の整備強化

第2節 土砂災害予防計画

第1款 砂防事業（実施主体：市[総務課、道路建設課]、県）

1 土砂災害危険箇所

本市では、地すべり危険箇所は2箇所、急傾斜地崩壊危険箇所は2箇所があり、急傾斜地崩壊危険区域1箇所が指定されている。

参考資料1-2 土砂災害危険箇所の現況

2 対策

市は、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所では、警戒避難体制の整備やハザードマップの周知・啓発を進める。

第2款 警戒避難体制の整備 (実施主体：市[総務課、都市計画課、建築課]、県)

1 監視装置等の整備等

市は、県等と連携して、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計等の設置並びに風倒木流出防止対策など、総合的な土砂災害対策を推進するものとする。

2 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定及びそれに伴う措置

(1) 土砂災害警戒区域

ア 県知事は市長の意見を聴いて、土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域として指定する。

イ 当該区域の指定を受けた関係市町村は、警戒区域ごとに情報伝達等の伝達、避難及び救急救助その他必要な警戒体制に関する事項について定めるとともに、情報伝達方法及び避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難に必要な事項について、市町村地域防災本計画に定め、住民に周知するよう努めるものとする。

(2) 土砂災害特別警戒区域

県知事は市長の意見を聴いて、土砂災害により著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定し、当該土砂災害特別警戒区域について以下の措置を講ずる。

ア 住宅宅地分譲地及び社会福祉施設等のための開発行為に関する許可

イ 建築基準法に基づく建築物の構造規制

ウ 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告

エ 勧告による移転者への融資及び資金の確保

第3節 高潮等対策計画

(実施主体：市[港湾課、農地整備課]、県、沖縄総合事務局)

高潮等の災害対策については、高潮対策の強化マニュアル（内閣府、平成13年）に基づいて、次の対策を推進する。

1 高潮防災施設の整備

(1) 現況

本市の沿岸に位置する住宅地や産業地域、農業用地等では、海岸護岸は既成しているが、防護機能が不十分なものや老朽化している施設があり、老朽海岸施設の老朽度について点検等を行い、特に重要な施設から老朽化海岸施設の改修等を計画的に推進する必要がある。

また、台風の規模や進路などの気象条件によっては宅地や農耕地等に大きな被害をもたらしており、海岸保全施設の整備を促進する必要がある。

(2) 危険区域

高潮等の危険が予想される区域は、国土交通省水管理・国土保全局及び港湾局、農林水産省農村振興局及び水産庁が所管する海岸保全区域が指定されている。

参考資料1-1 重要水防区域内・外の危険予想区域の現況

(3) 対策

ア 海岸を防護するため、管理または海岸法第2条の海岸保全施設の必要な海岸について同法第3条の海岸保全区域の指定を促進する。

イ 施設の改築や補強により既存保全施設の機能の強化を図る。

ウ 海岸と海岸付近の各施設（河川施設・港湾施設・漁港施設）との連携や利用面等に考

- 慮して、防護を必要とする区域の海岸保全施設の整備を促進する。
- エ 高潮防災施設の適切な点検・管理を行う。
- オ 越流した水が長時間背後地に湛水するおそれがある地区について、背後地の内水対策を行う。
- カ コンテナ等の野外蔵置貨物の流出防止対策を行う。

2 警戒避難体制の整備

市は、沖縄県高潮被害想定調査結果（平成 18 年度～平成 19 年度）、津波・高潮ハザードマップ作成マニュアル（内閣府ほか、平成 16 年）等を活用して、高潮避難計画を検討し、高潮ハザードマップの作成・普及を実施する。

第4節 建築物等災害予防計画

（実施主体：市[都市計画課、教育総務課、建築課]、県）

風水害、大火災等による建造物の災害を防御するため、以下の項目について、防災建造物の建設を促進し、建造物被害の減少を図るものとする。

1 市街地再開発対策

市及び県は、市街地における延焼火災等の防止を図るとともに、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、密集市街地の再開発を促進する。

2 建築物の適切な維持保全と耐風対策の促進

市及び県は、建築物の防火及び避難等の機能確保のため、適切な維持保全の周知に努めるとともに、建築物の耐風及び耐火対策を促進するものとする。

3 公共建築物の耐風及び耐火対策

市及び県は、公共建築物のうち老朽化施設については、建替え又は補強等によって、耐風、耐水、耐浪及び耐火対策を進めるものとする。

特に、体育館や公民館等、災害時の避難所となる公共施設については、開口部への雨戸設置、屋根の飛散防止等、耐風対策などを優先的に行うものとする。

4 公共建築物の定期点検及び定期検査

市及び県は、公共建築物については、建築設備等の定期点検及び検査を実施し、防火・避難等の機能を確保するものとする。

第5節 火災予防計画（実施主体：市[消防本部]、県、宮古島地方气象台）

火災の発生を未然に防止するための対策は、次によるものとする。

1 消防力・消防体制等の拡充強化

市及び県は、火災予防に関しては以下の指導又は措置を講じ、消防力・消防体制等の拡充強化を図る。

(1) 消防教育訓練の充実強化

教育訓練計画に基づき、消防職員、消防団員及び消防関係者の資質向上を図る。

(2) 消防制度等の確立

消防計画、消防相互応援協定等の効率的運用を推進する。

(3) 消防体制の充実・指導

消防団の体制強化を図る。

(4) 消防施設・設備の整備促進

消防水利及び消防車両等の整備促進を図る。

2 火災予防査察・防火診断

市及び県は、火災の発生拡大を防止し、確実な住民避難の実施を図るため、消防用設備等（消火設備・警報設備、避難設備、消防用水及び消火活動上必要な施設）及び防火管理体制の査察を行う。

(1) 特定防火対象物等

市は、特定防火対象物の用途等に応じて立入検査を計画的に行い、特定防火対象物の状態を常に把握しておくとともに、消防用設備等の設置や管理面の不備が認められる施設の管理者に対して、設備改善の指導を徹底する。

消防機関は、防火対象物定期点検報告制度により、点検報告義務のある一定の防火対象物について、防火管理の徹底及び避難・安全基準の強化等を図る。その他の防火対象物についても、自主点検による報告制度を推進し、管理権限者の自主的な防火安全対策の向上を図る。

(2) 一般住宅

市及び消防機関は、住宅用火災警報器等の普及促進、高齢者世帯の住宅防火診断、火気の取扱い指導及び住宅防火啓発活動等を推進する。

3 消防施設の整備拡充

(1) 消防水利の多様化等

市は、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、海水等の自然水利の活用、水泳プール及びため池等の指定消防水利としての活用により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。

第6節 林野火災予防計画

(実施主体：市[みどり推進課、消防本部]、県、宮古島警察署、)

林野火災の予防、警戒及び鎮圧を行い、火災による災害の拡大防止を図るため、次の対策を講ずる。

1 林野火災対策の推進

(1) 県、消防機関、林野行政機関、自衛隊及び県警察その他関係機関で構成する林野火災対策推進協議会を設置して、総合的な林野火災対策の連絡調整を図るとともに、林野火災総合訓練等の推進体制を確立する。

(2) 市は、延焼範囲が拡大し、広域にわたる消防活動を行う場合の消防機関相互間の指揮統制及び情報連絡体系など、林野火災消防活動計画の整備を図る。

2 出火防止対策

(1) 市及び県等は、入山者の注意を喚起するため、山火事防止の標柱及び標板等の設置に努める。

(2) さとうきび葉等の焼払いに起因する林野火災の多発にかんがみ、適正な火入れの指導、特に強風、乾燥時における火気の取扱いについての指導を強化する。

(3) 市は、森林又はこれに接近している土地における火入れについて森林法等に基づく規制

措置の適正な実施を確保するための指導を強化する。

- (4) 火入りに際しての消火設備、監視員の配置及び防火線の設定等についての指導をはじめ、火災予防上危険な気象状況のときの火入れ中止の指導等を徹底する。

第7節 危険物等災害予防計画

危険物による災害の発生及び拡大を防止するため、事業所における保安体制の強化、法令の規定する基準の遵守を徹底するとともに、保安教育及び訓練の徹底並びに防災思想の普及・啓発の徹底を図るものとする。

第1款 危険物災害予防計画（実施主体：市[消防本部]、県、宮古島警察署、那覇産業保安監督事務所、第十一管区海上保安本部・宮古島海上保安署等）

1 危険物製造所等に対する指導

市（消防本部）は、消防法に規定する危険物製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「危険物製造所等」という。）に対して立入検査及び保安検査等を実施し、法令基準の維持適合について、その確認を行うとともに、適宜、災害予防上必要な指導を行う。

2 危険物運搬車両に対する指導

市（消防本部）は、消防法に規定する移動タンク貯蔵所及び運搬容器積載車両の管理者及び運転者に対して移送及び運搬並びに取扱い基準の厳守、車両の火災防止及び安全運転の励行を行わせるとともに、必要に応じ警察官と協力して路上取締りを実施し、運転者への直接指導を行う。

3 保安教育の実施

危険物製造所等の管理者及び監督者は、取扱者に対して保安教育を実施するとともに、市（消防本部）は管理者が行う保安教育訓練について、必要な指導・助言を行う。

4 危険物製造所等の予防対策

危険物製造所等の管理者は、防災体制の構築及び危険物施設の管理・点検等について、以下の対策を講じ、災害の予防に万全を期する。

(1) 火災・爆発等の防止対策

取り扱う危険物の性状及び数量等を十分把握し、火災爆発防止のための必要な措置を講ずる。

(2) 危険物施設の管理・点検

危険物製造所等の危険物施設の維持管理が適正に行えるよう、管理・点検・巡視基準を定め、必要に応じ修正を行うなど、危険物施設の維持管理の徹底を図る。

(3) 保安設備の維持

危険物の火災・爆発・流出等に係る保安又は防災の設備について、定期的に点検確認を行うなど、常にその機能が維持されるよう必要な指導を講ずる。

(4) 保安体制の整備・確立

危険物製造所等の管理者は、緊急時における保安体制の整備と市（消防本部）等に対する通報体制を確立する。

また、移動タンク貯蔵所の管理者は、移送時における事故に対処するため、応援要員の確保及び派遣方法を定め、あらかじめ移送経路における市（消防本部）等の関係機関への通報先を定めておく。

(5) 従事者に対する教育訓練

危険物製造所等の管理者又は監督者は、定期的あるいは必要に応じて教育訓練を実施し、従事者に対する保安意識の高揚を図る。

5 化学消防機材の整備

市（消防本部）に化学車等の配置整備を図り、また事業所における化学消火剤の備蓄を行わせる。

第2款 毒物劇物災害予防計画（実施主体：市[消防本部]、県、宮古島警察署、第十一管区海上保安本部・宮古島海上保安署等）

1 方針

災害時に毒物劇物が流出又は散逸する等不足の事態に備えて、以下の事項の徹底を図る。

- (1) 毒物及び劇物の取扱状況等の把握
- (2) 毒物及び劇物危害防止規定の策定
- (3) 定期点検及び補修の実施
- (4) 安全教育及び訓練の実施
- (5) 事故対策組織の確立

2 対策

県は、災害時における毒物劇物による危害を防止するため、毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者（以下「毒物劇物営業者等」という。）に対し、以下の指導を行い、万全を期するものとし、市はそれに協力する。

- (1) 毒物劇物営業者等に対し、常に登録基準に適合する施設を維持させる。
- (2) 毒物劇物によって住民の生命及び保健衛生上危害を生ずるおそれがあるときは、毒物劇物営業者等に対し、保健所、警察署又は市（消防本部）に届出をさせるとともに、危害防止のための応急措置を講ずるよう指導する。
- (3) 毒物劇物を大量に使用する事態の現況把握に努め、これらに対する指導体制の確立を図る。
- (4) 毒物劇物営業者等に対し、必要に応じて立入検査を実施し、毒物劇物の貯蔵量に対応する設備の指導を実施する。
- (5) 毒物劇物を業務上使用する者のうち、シアン化合物又は酸素類を大量に使用する業者及び有機燐剤類の特定毒物営業者等に対し、特に重点的に指導を実施する。

第8節 上・下水道施設災害予防計画

上・下水道施設の老朽施設・管路施設等の点検・補修をすすめるとともに、浄水場については浸水防止対策を講じ、被災時の復旧用資機材管理や被災者への応急給水施設等の整備を図る。処理場（浄化センター）については、浸水防止対策、耐浪化及び停電対策を講じるとともに復旧用資機材管理の整備を図る。

第1款 上水道施設災害予防計画（実施主体：市[工務課]、県）

1 施設の防災性の強化

市は、水道施設の新設・拡張・改良等に際しては、日本水道協会発刊の「水道施設設計

指針」、「水道施設耐震工法指針・解説」等により設計するほか、洪水等の浸水、土砂災害のリスク等を考慮して、配水系統の相互連結や緊急給水手段の確保を図る。

2 広域応援体制の整備

「沖縄県水道災害相互応援協定」による水道事業者及び水道用水供給事業者間の災害応援を円滑に実施できるよう、実施要領の整備、資機材等の整備及び訓練等を実施する。

第2款 下水道施設災害予防計画（実施主体：市[下水道課]、県）

1 施設の強化及びバックアップ施設の整備

市及び県は、下水道施設の施工にあたっては、高潮等の浸水や土砂災害等のリスクを考慮するとともに、自家発電装置の整備（停電対策）を行い、災害に強い下水道の整備を図る。

これらの整備においては、下水道危機管理マニュアル作成の手引き（日本下水道協会）に基づく。

2 災害予防体制の整備

下水道施設の災害が発生した場合に迅速に対応できるよう災害予防体制の整備を推進する。

第9節 ガス、電力施設災害予防計画

第1款 高圧ガス災害予防計画

（実施主体：那覇産業保安監督事務所、(社)沖縄県高圧ガス保安協会）

高圧ガスによる災害の発生及び拡大を防止するため、国、県、市、公安委員会及び(社)沖縄県高圧ガス保安協会等は連携し、保安体制の強化、「高圧ガス保安法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に規定する基準の遵守が徹底されるよう必要な対策を講じるとともに、保安管理の徹底を図るものとする。

1 高圧ガス製造所、貯蔵所及び販売所の保安対策

- (1) 高圧ガス製造所等の所有者、管理者又は占有者に対し、法令の規定する基準に適合するよう当該施設を維持させ、保安の監督指導を行う。
- (2) 高圧ガス製造所等については、必要に応じ立入検査を実施し、保安体制の強化を図る。

2 高圧ガス消費者における保安対策

- (1) (社)沖縄県高圧ガス保安協会は消費者への保安啓発指導を実施し、消費者の保安意識の向上を図る。
- (2) 消費者の保安に係る販売事業者の監督体制の強化を図る。

3 路上における指導取締の実施

高圧ガス運搬車両の事故を防止するため、路上における指導取締を実施する。

4 高圧ガス保安推進月間運動、高圧ガス保安活動促進週間の実施

高圧ガス保安推進防災月間及び高圧ガス保安活動促進週間を通じ、高圧ガスの総合的安

全対策を推進する。

第2款 電力施設災害予防計画(実施主体:沖縄電力(株) 離島カンパニー宮古支店)

沖縄電力(株)は、災害予防計画(地震・津波編) 第2節 第1款の11に定める地震・津波対策のほか、高潮等の浸水、土砂災害や暴風等の危険性を考慮して、電力施設の安全性確保、系統の多重化、拠点の分散及び代替施設の確保等を図り、大規模な風水害等時にも電力の安定供給を図る施設や体制等の整備を計画的に進める。

また、風水害の被害想定及び防災訓練の結果等を踏まえて、防災業務計画を定期的に検証し、見直しを実施する。

第10節 災害通信施設整備計画

第1款 通信施設災害予防計画(実施主体:市[総務課、情報政策課]、県、沖縄総

合事務局、医療機関、NTT西日本、NTTドコモ、KDDI)

市、県、医療機関、NTT西日本、NTTドコモ及びKDDIは、災害時の通信の確保を図るため、通信施設に次の予防措置を講ずるなど、万全の措置を期するものとする。

1 災害通信施設の整備

市及び県は、災害予防計画(地震・津波編)・第2節・第1款の12に定める地震・津波対策のほか、洪水・高潮等の浸水、土砂災害等の危険性や暴風等を考慮した市防災情報システム等の安全性確保、系統の多重化、拠点の分散及び代替施設の確保等を図り、大規模な風水害等時にも重要通信を確保する施設や体制等の整備を計画的に進める。

2 救助・救急、医療及び消火活動に関する通信手段の確保等の計画

(1) 通信手段の確保

市、県及び医療機関等は、発災時における救助・救急、医療及び消火に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性にかんがみ、通信手段の確保等を図るものとする。

(2) 広域災害・救急医療情報システムの整備

市、県及び医療機関等は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・救急医療情報システムの整備に努めるものとする。

3 NTT西日本、NTTドコモ及びKDDIにおける予防計画

各通信事業者は、災害予防計画(地震・津波編) 第2節 第1款の12に定める地震・津波対策のほか、洪水・高潮等の浸水、土砂災害や暴風等の危険性を考慮して、通信施設の安全性確保、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の確保等を図り、大規模な風水害等時にも重要通信を確保する施設や体制等の整備を計画的に進める。

また、風水害等の想定、防災訓練の結果等を踏まえて、防災業務計画を定期的に検証し、見直しを実施する。

第2款 通信・放送設備の優先利用等(実施主体:市[情報政策課]、県、関係機関)

市、県、通信事業者及び放送機関等は、「災害予防計画(地震・津波編) 第2節 第1款の13」に定める地震・津波対策のほか、風水害を想定した通信設備及び放送設備の優先利用手続き等を整備しておく。

第 11 節 不発弾等災害予防計画

(実施主体：市[総務課]、県、宮古島警察署、沖縄総合事務局、自衛隊、第十一管区海上保安本部・宮古島海上保安署)

不発弾の爆発等による災害の発生及び拡大を防止するため、不発弾等処理体制に万全を期し、関係機関の協力・連携による不発弾等の処理の円滑化を図るとともに、不発弾等の関係事業者及び市民一般に対し不発弾等に関する知識の普及徹底を図る。

1 不発弾の処理体制

不発弾等の処理は、おおむね以下によるものとする。また、処理のながれを参考資料に示す。

参考資料3-27 不発弾処理業務の流れ

(1) 陸上で発見される不発弾等の処理

- ア 発見者は、最寄りの交番又は宮古島警察署に通報し、宮古島警察署を通じて県警察本部に発見届出をする。
- イ 県警察本部長は、発見届出の都度、陸上自衛隊第 15 旅団長（第 101 不発弾処理隊）に処理要請を行う。
- ウ 第 101 不発弾処理隊は、必要に応じ現場調査を行い弾種及び発見場所の状況等を勘案して撤去計画を立てる。
- エ 小型砲弾等比較的危険度が少なく移動可能な弾種は、第 101 不発弾処理隊により回収し、一時保管庫へ搬入する。
- オ 爆弾等危険度が高いものは、発見現場で信管離脱後、一時保管庫へ搬入する。
- カ 信管離脱作業は危険を伴うため、以下の対策を講じた上で実施する。
 - (ア) 市は、関係機関と撤去日時、交通規制、避難計画等について協議するための処理対策会議を開催し、処理計画について十分な調整を図り、周知徹底する。
 - なお、関係機関は、責任分担覚書き等を交換し、任務責任等を明確にするものとする。
 - (イ) 避難範囲を定め、その区域への交通を規制し、地域住民を避難させる。
 - (ウ) 副市長を本部長とする現地対策本部を設置する。

(2) 海中で発見される不発弾の処理

- ア 海中で不発弾が発見されたときは、発見者から通報を受けた宮古島警察署、第十一管区海上保安本部・宮古島海上保安署、県知事、市長又は港湾管理者等は、海上自衛隊沖縄基地隊司令に処理要請を行う。
- イ 沖縄水中処分隊は現地調査を行い、関係機関と調整の上、撤去計画を立てる。
- ウ 危険度が少なく移動可能なものは沖縄水中処分隊により回収撤去し、一時保管庫へ搬入する。
- エ 危険度が高く移動困難なものは、現地対策本部を設置し、発見現場で爆破処理する。
- オ 爆破処理作業は、非常に危険を伴うので、次の対策を講じた上で実施する。
 - (ア) 市は、関係機関と撤去日時、交通規制、通行船舶規制、避難計画等について協議するための処理計画について十分な調整を図り、周知徹底する。
 - (イ) 危険範囲を定め、その地域への船舶及び住民等の立ち入りを規制する。
 - (ウ) 副市長を本部長とする現地対策本部を設置する。

2 関係機関の協力体制の確立

国、県、市その他関係機関等の協力体制を確立し、不発弾等の調査、探査及び発掘処理

工事の安全かつ円滑な推進を図るものとする。

3 不発弾に関する防災知識の普及・啓発

- (1) 市及び消防本部、不発弾磁気探査事業者等の関係機関は、県等が開催する講習会や研修に参加、勉強会を通じて、不発弾の特性及び火薬類取締法等の関係法令に関する防災知識を習得する。
- (2) 市民一般に対しても、不発弾の危険性について周知を図るため広報活動を行う。

第12節 火薬類災害予防計画

(実施主体：県、宮古島警察署、那覇産業保安監督事務所、第十一管区海上保安本部・宮古島海上保安署、(社)沖縄県火薬類保安協会等)

火薬類による災害の発生を防止するため、国、県、市、宮古島警察署、第十一管区海上保安本部・宮古島海上保安署及び(社)沖縄県火薬類保安協会等は連携し、保安体制の強化及び火薬類取締法に規定する基準の適正維持を講ずるとともに、保安教育の徹底を図るものとする。

1 火薬類製造所、貯蔵所及び消費場所等の保安対策

- (1) 県は、火薬類製造所、貯蔵所の所有者、管理者及び占有者に対し、法令の規定する基準に適合するよう、当該施設を維持させ、保安の監督指導を行わせる。
- (2) 県は、火薬類製造所、貯蔵所、消費場所に必要に応じて立入検査を実施し、保安体制の強化を図る。

2 火薬類消費者の保安啓発

- (1) 県は、火薬類消費者への保安講習会等を開催することにより、保安啓発を図る。
- (2) 県は、火薬類消費先の保安指導を実施し、自主保安体制の強化を図る。

3 路上における指導取締の実施

県は、火薬類運搬車両の事故を防止するため、路上における指導取締りを実施する。

4 火薬類による危害予防週間の実施

県は、火薬類危害予防週間を通じ、火薬類の総合的な安全対策を推進する。

第13節 文化財災害予防計画

(実施主体：市[生涯学習振興課]、県教育委員会)

建造物、美術工芸品等の有形文化財及び有形民俗文化財は、火災等の被害から守る必要がある。また、史跡、名勝、天然記念物については、山火事による被害のおそれがある。

このほか、台風による建造物等の倒壊も予想されるので、次により災害予防の徹底を図るものとする。

- (1) 市教育委員会は、管内文化財の防災計画を策定し、平時から宮古島警察署及び市（消防本部）機関と連携し、災害予防対策を実施する。
- (2) 県は、文化財の所有者、管理責任者又は管理団体の防災思想を普及・啓発する。
- (3) 市及び県は、文化財の指定地内に居住する所有者に火気使用の制限を指導する。

- (4) 市は、防災施設の必要な指定文化財について年次計画をもって防災施設の設置を促進する。
- (5) 県は、市文化財担当職員講習会を開催して、防災措置について指導する。
- (6) 暴風による倒壊等の防止対策及び落下物等による破損防止対策を行う。

参考資料2-5 市内文化財一覧表

第14節 農業災害予防計画

(実施主体：市[農政課、農地整備課]、県、沖縄総合事務局)

農業災害予防のため、農地農業用施設の保全及び防災営農の推進は、以下によるものとする。

1 ため池等整備事業

(1) 土砂崩壊防止工事

市及び県は、農地、農業用施設及び他に被害を及ぼすおそれのある地区の土砂崩壊を未然に防ぐため、土砂崩壊の危険性のある地域を中心に事業を推進する。

(2) 老朽ため池等整備工事

市及び県は、市内に所在するかんがい用水溜池で、老朽化等により豪雨時に破堤し、多大な被害をまねくおそれのある溜池等については、緊急度の高いものから順次補修事業を実施する。

2 農地保全整備事業

市及び県は、降雨によって浸食を受けやすい特殊土壌地帯や急傾斜地帯に造成された農地の浸食・崩壊を未然に防ぐための事業を推進する。

3 地すべり対策事業

市及び県は、地すべり防止区域において地すべりによる被害を除去又は軽減し、農地及び農業用施設等を未然に防止する事業を推進する。

4 防災営農の確立

(1) 指導体制の確立

市及び県は、本市の農業に影響を与える各種災害を回避・克服して、農業生産力及び農業所得の向上を図るため、関係機関、団体の統一的な指導体制の確立を図る。

ア 指導組織の統一及び指導力の強化

県は、宮古・八重山農林水産振興センターへの指導・調整の強化と、関係諸機関との連携及び指導体制の強化を図る。

また、市及び県は、各種の防災研修を強化し、指導力の向上を図る。

イ 防災施設の拡充

市及び県は、各種の防災実証展示施設の充実により、防災対策の普及・啓発を図る。

(2) 営農方式の確立

市及び県は、本市の農業の当面する諸問題に積極的に対応しつつ、亜熱帯農業における防災営農技術の確立を図る。

また、県の試験研究機関にあつては、病虫害、風水害に強い抵抗性品種の育成及び栽培技術による防災営農の確立に努める。

第15節 食料等備蓄計画

(実施主体：市[総務課]、県、企業局、県病院事業局、沖縄総合事務局、日本赤十字社、関係機関)

市及び県は、食料等備蓄計画については「災害予防計画（地震・津波編）」「第4節 第2款の(2)」に定める地震・津波対策のほか、高潮等の浸水、土砂災害や暴風等の危険性を考慮した備蓄を行い、大規模な風水害等の直後にも避難者等の食料、飲料水、生活必需品を供給する体制を確保する。

第16節 気象観測体制の整備計画

(実施主体：県、沖縄総合事務局、宮古島地方気象台、関係機関)

風水害等による被害を未然に防止し、あるいは軽減するため、雨量・水位等の気象観測施設の整備を行う必要がある。

このため、観測施設を有する機関は、当該施設及び観測体制の整備を推進するとともにこれらの施設による観測資料の活用・提供等に積極的に協力するものとする。

1 宮古島地方気象台における気象業務体制の整備

宮古島地方気象台は、気象庁防災業務計画に基づき、気象、高潮、高波、地震・津波及び火山現象等の災害に関する気象業務体制の整備及び充実を図る。

(1) 観測施設の整備充実

宮古島地方気象台は、宮古島市周辺域の降雨状況等を監視するため、雨量計や潮位観測施設などを適切に整備配置し、関係行政機関、市及び県等と協力して観測体制の充実に努める。

(2) 関係資料のデータベースの構築

宮古島地方気象台は、災害発生時等において、防災気象情報を補完するための資料を防災機関等へ適時・適切に提供できるよう、過去の関係資料を収集・整理しデータベース化を図る。

また、風水害等の警戒避難に必要な観測情報を、リアルタイムに市や市民等に提供する体制やシステムの整備を推進する。

2 主要関係機関における気象観測体制の整備

県、市及び関係機関における観測施設の整備は年々充実しているが、これらの機関においては現有施設の十分な活用を行うとともに、雨量計（自記、テレメーター等）及び水位計（自記、テレメーター等）の整備充実を図る。

また、風水害等の警戒避難に必要な観測情報を、リアルタイムに市や市民等に提供する体制やシステムの整備を推進する。

第17節 水防、消防及び救助施設等整備計画

(実施主体：市[消防本部]、県、船舶関係者、石油等危険物取扱者)

水防、消防及び救助施設等の現況、管理及びその整備は次によるものとする。

1 水防施設等

水防法の規定により、県及び水防管理団体は、市内における水防を十分に果す責任を有し、水災の防御及びこれに因る被害を軽減するため、必要に応じて水防倉庫及び水防機材等の水防施設を整備するものとする。

2 消防施設等

消防施設等については、消防力の整備指針（平成 12 年消防庁告示第 1 号）、消防水利の基準（昭和 39 年消防庁告示第 7 号）及び関係法令等に基づいて整備拡充する。

市は、国庫補助対象施設以外の施設等について、県費補助支援を要請し、必要施設の整備を行う。

3 流出危険物防除資機材

石油類等の大量流出事故が発生した場合に迅速に処理対応できるよう事前に市、県、船舶関係者及び製油所及び油槽所等の石油等危険物取扱者は、大量に流失した危険物による災害の拡大防止等に必要な、以下の資機材等の整備を図る。

- (1) 流出危険物の災害防止に必要なオイルフェンス、むしろ、応急木材、作業船等
- (2) 流出危険物の回収及び処理に必要な油処理剤、油吸着剤並びに吸引ポンプ、バージ等
- (3) 流出危険物から火災が発生した場合の消防活動に必要な化学消防車、化学消火剤及び消火器具等
- (4) 流出危険物による災害の拡大防止に必要なガス検知機及び通信機器等

第 18 節 避難誘導等計画

（実施主体：市[総務課、教育総務課、福祉部、市民生活課、観光課]、県、関係機関）

危険な建物、地域から安全な場所に市民や旅行者等を避難させるため、避難誘導、収容に関する対策を、市、県、社会福祉施設、学校及び不特定多数の者が出入りする施設等において、それぞれ確立していくこととする。

1 避難体制の整備

(1) 避難体制の再点検

- ア 市立社会福祉施設、市立幼稚園・小・中学校、その他市管理施設における避難体制の再点検
- イ 社会福祉法人、学校法人、観光施設・ホテル・旅館経営者、不特定多数の者が出入りする施設等の管理者等に対する避難体制の再点検の指導

(2) 避難所等の整備及び周知徹底

- ア 避難所の選定
- イ 避難所の開設及び運営方法の確立
- ウ 避難所の安全確保
- エ 住民への周知
- オ 警報、避難情報等の伝達内容・手段、避難誘導體制の整備
- カ 避難の勧告等の基準の設定
- キ 高齢者、障害者、外国人のための避難マニュアルの作成
- ク 避難経路の点検及びマップの作成
- ケ 避難心得の周知（携帯品、その他心得）

(3) 社会福祉施設、病院、学校、観光・宿泊施設、不特定多数の者が出入りする施設等の管理者の実施すべき対策

- ア 避難計画の作成

イ 避難誘導體制の整備

2 避難場所の整備等

(1) 避難所の指定、整備

市は、災害時の避難に備え、以下により避難所の整備をしておくものとする。

ア 避難所は、公立の学校、公民館、旅館等とし、できるだけ炊き出し可能な既存建物を使用するものとする。

イ 避難所として使用する建物については、バリアフリー設備を確保するとともに定期的にその現況を調査するものとする。

ウ 避難場所の選定に当たっては、高潮等の浸水想定区域、土砂災害危険箇所等を考慮するものとする。

エ 避難所に適する施設がないところについては、簡易宿泊施設及び天幕を設置する場所を選定しておくものとする。

オ 市内に適当な場所がない場合は、県及び関係者と協議して避難所の予定施設又は場所を定めるものとする。

カ 避難所の予定施設又は場所については、あらかじめ土地、建物、所有者又は管理者の了解を受けておくものとする。

キ 避難所の予定施設となっている学校について、太陽光発電設備が整備されている場合は、災害時の非常用電源としての機能強化を図る。

(2) 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定等

ア 市長は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、政令で定める基準に適合する施設又は場所を、洪水、津波その他の政令で定める異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定しなければならないものとする。

イ 市長は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所の確保を図るため、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定しなければならないものとする。

ウ 市長は、居住者等の円滑な避難のための立退きに資するよう、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他必要な事項を居住者等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

参考資料2-1 避難所・避難場所・福祉避難所一覧

第19節 交通確保・緊急輸送計画

(実施主体：市[市民生活課、道路建設課]、県、宮古島警察署、沖縄総合事務局)

交通確保・緊急輸送計画は、「災害予防計画(地震・津波編)」第4節第2款の(4)に定める地震・津波対策のほか、市、県及び関係機関は、高潮等の浸水、土砂災害、暴風等による道路施設の被害を想定した交通の安全、緊急車両の通行を確保する体制を整備し、大規模な風水害等の際にも、交通の安全や緊急輸送を確保する。

各道路管理者は、道路の浸水や土砂崩れ等を速やかに把握するため、監視・観測装置、パトロール体制、道路管理者間相互及び警察等とのリアルタイムな情報共有体制を整備する。

第20節 災害時要援護者安全確保体制整備計画

(実施主体：市[福祉部]、県、沖縄総合事務局)

「災害予防計画（地震・津波編）」「第4節 第6款」に定める対策のほか、市、県及び関係機関は、高潮等の浸水、土砂災害、暴風等に対する高齢者、障害者等の避難支援体制を整備し、風水害等時にも災害時要援護者の安全を確保する。

特に、浸水想定区域や土砂災害等の災害危険箇所については、水防法や土砂災害防止法等に基づいて、危険箇所内の災害時要援護者の円滑な避難体制の整備を徹底する。

第21節 台風・大雨等の防災知識普及計画

(実施主体：市[総務課、消防本部]、県、宮古島地方気象台)

「災害予防計画（地震・津波編）」「第3節 第2款」に定める対策のほか、市、県及び関係機関は、台風や大雨、火災等に対する教訓、訓練、広報を充実・強化し、風水害等への市民等の防災意識や対応力の維持・向上を図る。

過去に本市に甚大な被害をもたらした台風の教訓を再認識し、災害の教訓を風化させないことが重要である。

1 台風教育

(1) 講演会

市、県及び気象台は、防災気象講演会やお天気教室等を定期的を開催し、市民向けの台風や大雨等の気象災害の知識を普及する。

気象台は、県や市、その他の防災関係機関と連携し、土砂災害、洪水害、竜巻等突風による災害などの風水害が発生する状況を住民が容易に理解できるよう、これらに係る防災気象情報の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て、住民に正確な知識を普及するものとする。また、警報・注意報発表時の住民のとるべき行動などについて、関係機関と連携して、普及・啓発を図る。

(2) 防災教育

市及び県は、幼稚園、小・中学校、高等学校の学校教育等において、台風・大雨等の災害の基礎知識や避難行動等についての防災教育を徹底する。

(3) 災害教訓の伝承

ア 台風災害の蓄積と公開

市及び県は、市内の過去の大規模な台風災害に関する資料、文献及び映像等をライブラリー化し、市民への災害記録や教訓等の周知に努める。また、災害発生箇所の保存やモニュメント等の設置に努める。

イ 台風災害の経験・教訓等の伝承

市及び県は、過去の大規模台風災害等の検証や記念事業（シンポジウム、現地歩き、展示会、被災者の語り部等）を定期的実施し、災害等の教訓を後世に伝える。

2 防火教育

(1) 防火講習会等

ア 防火管理者講習

防火管理に関する知識の普及・啓発を図るため、法令に基づき新規講習を年1回以上実施するとともに、防火管理体制の強化拡充を図るものとする。

イ 火災防衛検討会

特異火災の発生に備えて火災防御検討会を開催して、防御活動及び予防対策に万全を期するものとする。

(2) 防火知識の普及

「火災予防週間」等において各関係機関の協力を得て、防火知識の普及・啓発を図るものとする。

3 台風時の孤立化等対策

台風時には航空機や船舶等が欠航し、本市への食料、物資等の流通も停止することがある。このため台風接近に備え、市民や事業者等が、十分な食料や生活必需品等を事前に確保するよう啓発を行う。

また、平時から大規模災害による長時間の孤立を想定し、受援までの間、各離島内での防災対策による自活体制を構築する必要性について認識し、各家庭や事業所での食料・水・被服寝具等の生活必需品等について1週間分以上の備蓄を促進する。

第22節 防災訓練計画 (実施主体：市[総務課、消防本部]、県、関係機関)

風水害等を想定した防災活動要領の習熟、防災関係機関の連携の強化、防災意識の高揚及び技術の習得等のため、県、市及び関係機関は、防災訓練を実施する。

訓練実施に当たっては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の災害時要援護者に十分配慮するものとし、市において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、女性の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

1 総合防災訓練

市は、県と連携の下、広域的な台風・大雨等の被害を想定した総合防災訓練を実施し、防災関係者及び市民に風水害への心構えと防災活動を認識、修得させるとともに、防災関係機関の協力体制の確立強化を図るものとする。

なお、実施時期や実施場所等については、「災害予防計画（地震・津波編）第3節 第1款」によるものとする。

2 各種防災訓練

(1) 消防訓練

消防活動技術の向上を図るため、消防ポンプ操法大会等を実施する。

(2) 非常通信訓練

沖縄地方非常通信協議会は、災害が発生した場合、非常通信が十分な効果を発揮できるように、協議会において計画する非常通信訓練計画に基づき訓練を実施する。

(3) 職員参集訓練

市は、非常配備体制を確保するため、職員の参集訓練を実施する。

参集に当たっては、交通機関、交通用具の使用を制限または禁止し、勤務時間内外の条件を加えた訓練を実施する。

第23節 自主防災組織育成計画 (実施主体：市[総務課]、県)

「災害予防計画（地震・津波編）」「第3節 第3款」に定める地震・津波対策のほか、市、県及び関係機関は、高潮等の浸水、土砂災害、暴風等に対する自主防災組織等の活動体制を

整備し、風水害への地域防災力を確保する。

特に、浸水想定区域や土砂災害等の災害危険箇所については、危険箇所内の避難誘導や災害時要援護者等の避難支援を円滑に行えるように自主防災組織等の協力体制の整備を促進する。

また、地域防災のリーダーとして自主防災組織の核となる人材の養成や、消防団員の候補者となりうる住民や企業就業者への研修を行い、市内の自主防災組織の組織化や、消防団員の確保に努める。

第24節 災害ボランティア計画

(実施主体：県、市[生活福祉課]、宮古島市社会福祉協議会)

「災害予防計画(地震・津波編)」第4節 第4款に定める地震・津波対策のほか、市、県及び関係機関は、大規模な風水害等が発生した場合に県内外から駆けつける災害ボランティアが活躍できる環境を整備し、災害ボランティアとの協力体制を確保する。

特に風水害時には、建物内に堆積した泥の排除等、各家庭の清掃等への協力要請が多数想定され、これらの活動が円滑に行えるように必要な資機材等の調達体制等を確保しておく。

第25節 道路・航空機事故災害予防計画

(実施主体：市[空港課、消防本部]、県、宮古島警察署、沖縄総合事務局)

1 道路事故災害予防

(1) 危険箇所の点検・補修

道路管理者は、道路構造物や沿道斜面等を定期的に点検・調査し、異常箇所の補修・改良、危険箇所の防災対策を行う。

(2) 体制・資機材の整備等

道路管理者及び宮古島警察署は、大規模事故発生時の情報収集・伝達、交通規制、復旧等を速やかに行うため、情報の連絡、提供体制、対策資機材等の整備に努める。

2 航空機事故災害予防

(1) 対策資機材等の整備

空港管理者及び航空運送事業者等は、空港及び周辺での航空機事故発災時における消火救難、救助・救急及び医療活動等必要な施設や資機材等の整備及び備蓄に努める。

(2) 協力・応援体制の整備

空港管理者、警察及び市等は、航空機の墜落等の事故が発生した場合の情報連絡、消防、救助、避難誘導等の協力体制を整備しておく。

(3) 防災訓練

空港管理者及び関係機関は、航空機災害対応の習熟を図るため、防災訓練の推進に努めるものとする。

第26節 海上災害予防計画

(実施主体：市[消防本部]、県、第十一管区海上保安本部・宮古島海上保安署、沖縄総合事務局、)

1 航行の安全確保等

(1) 海上における船舶の航行に危険が予想される場合は、第十一管区海上保安本部・宮古島海上保安署等と協力して、港内や狭水道など船舶の輻輳する海域における航行管制及び海上交通情報の提供等の体制整備に努める。

また、海事関係者等に対する海難防止・海上災害防止に係る講習会の開催や、訪船指導等を行うことにより、海上災害防止思想の普及に努める。

(2) 沖縄総合事務局は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律により、一定規模以上の船舶や係留施設の管理者・保管施設の設置者に対し、「油濁防止緊急措置手引書」及び「有害液体汚染防止緊急措置手引書」の作成、備え置き等を指導する。

2 災害応急対策への備え

(1) 情報連絡体制の整備

第十一管区海上保安本部・宮古島海上保安署、市及び県は、大規模海難や油等流出事故が発生した場合に、沿岸の住民、事業者、漁業協同組合及び港湾・漁港管理者及び船舶等に緊急情報を収集・伝達する体制を確立しておく。

(2) 消防、救助体制の整備

警察及び市は、海上捜索活動を実施できる船舶等の整備に努める。また、市及び消防機関は、消防艇等の消防用機械・資機材等の整備に努めるとともに、海水等を消防水利として活用する施設の整備に努める。

(3) 油防除作業体制の整備

市及び県等は、迅速かつ的確な油防除ができるように、油防除マニュアルの作成や防除資機材の整備に努める。

(4) 訓練等

第十一管区海上保安本部・宮古島海上保安署、沖縄総合事務局、市及び県等は、大規模な海難事故や油の大量流出事故等を想定して、海上消火、海難救助および流出油防除等の訓練を実施するとともに、海難事故や油流出事故への対応を迅速かつ的確に実施できる人材を育成する。